

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

滋賀県では新型コロナウイルス感染症の重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、新型コロナウイルスに関する検査結果が陽性であって、入院を要しない場合で特別な配慮が必要な方については、宿泊療養施設での療養を行っていただく場合があります。

宿泊療養施設での療養期間中は、常駐する医療従事者が健康観察を行いますのでご安心ください。

宿泊療養となった場合の連絡について

① 新型コロナウイルスに関する検査で陽性と判定された場合

滋賀県の新型コロナウイルス患者の入院先等を調整しているコントロールセンターにおいて、ご本人の容態や、病院の空床状況、ご家族の状況等から、入院先や宿泊療養施設を決定します。

② 宿泊療養施設での療養となる場合

コントロールセンターからご本人に症状等を確認したうえで、宿泊療養施設での療養を決定します。宿泊療養となる場合、コントロールセンターで入所時間や移送手段等をご本人や宿泊施設等と調整し、ご本人に連絡を行います。

また、宿泊療養施設に到着後に入所に際してのオリエンテーションを行います。このとき、LINEのアカウントをお持ちの方は、療養中の連絡手段として使用いたしますので、医療担当者とLINEの友達登録を行いますこと、ご承知おきください。

入所時の持ち物・準備物について

◆ 事前準備

下記の持ち物・準備物を参考に、ご家族に連絡するなどして、10日程度の外泊を想定して宿泊療養の準備を行ってください。

なお、基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては家族等に依頼して購入するなど、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。居室に常備されているアメニティ類はございませんのでご留意ください。また、洗濯機等の共用物もご利用できません。

◆ 持ち物・準備物

- 保険証、母子手帳（妊娠されている方）
- 服用中の薬剤、お薬手帳
- 健康管理に必要なもの（血圧計、CPAP（睡眠時無呼吸症候群の治療器）、血糖測定器、インスリン等）
- 筆記用具
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き（スリッパ）等）
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、ハンドソープ、ボディーソープ、シャンプー・リンス、ひげそり、くし、化粧品、ティッシュ等）
- 洗濯用具（洗剤、ハンガー・洗濯ばさみ 等）※漂白剤は使用禁止
- 食事用具（はし、スプーン、湯飲み 等）
- タオル類（バスタオル、フェイスタオル、バスマット、ふきん 等）
- 娯楽関係（スマートフォン、タブレット端末、充電器、本など娯楽に必要なもの 等）
- その他（掃除用具、体温調整用のブランケット 等）

※小さいお子さんを連れて入所される方は、以下の物品を持参いただくことをお勧めします。

- 子ども用のおやつ・飲み物（現地では大人用の弁当、水しか提供していません）、おねしょシート、おむつ、小児用便座 等

※次のものは用意されています…トイレトーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ入所される宿泊療養施設の事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※ 事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※ 濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れ可能なもの（食品）※季節・気温等によってお断りする場合があります。

☆常温保存のできるもの（インスタント食品、フリーズドライ食品、菓子類（生菓子は不可）、フルーツ、パウチゼリー、ペットボトル飲料等）

※ フルーツ類は、手で皮がむけるもの、洗ってそのまま食べられるものに限ります。

※ ジュース等の飲料類も常温保存できるものに限ります。

☆コンビニ等で売っている消費期限が明確な弁当類やおにぎり等

※ 電子レンジはありませんので、食べる前の温めはできません。

また、食品衛生上の安全の確保のため、温めてから差し入れていただくことはできません。

☆個包装されていて、常温で管理ができ、日持ちするもの（パン売り場の菓子パン、調理パン）

◆差し入れできないもの（食品）

☆アルコールを含む飲み物

☆生もの（刺身、お寿司等）

☆家庭で調理したもの

☆冷凍食品（アイスクリーム等）

☆保存方法が要冷蔵のもの。または、冷蔵にて保存することが通常と考えられるもの

☆ファストフードや弁当屋等購入時に温かい状態で提供される商品

◆差し入れできないもの（食品以外）

☆たばこ（加熱式たばこを含む）

☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）

☆騒音を出すもの

☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はありません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

○ 宿泊費用、食事代 ➡ 費用負担はありません。

○ 診療費、薬剤費

・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 ➡ 費用負担はありません。
（例）発熱や咳、のどの痛みに対する治療等

・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 ➡ 自己負担が発生します。
（例）持病の治療、持参薬の継続処方等

高齢者等宿泊療養施設での宿泊療養について

宿泊療養施設の安全・円滑な運用のためには、皆様からのご協力が不可欠です。療養者の方にはご不便をおかけする点もございますこと、あらかじめご了承ください。

- 大きなフロアで、複数の療養者の方と一緒に過ごしていただくため、食事・就寝時間等は、他の療養者の方々と併せた時間での対応となります。
- 入浴はできないため、療養期間中は清拭のみです。
- 療養施設では、看護師および介護士が24時間常駐しています。また、療養中は医師の健康観察があります。
- 対応させていただく職員は、防護服を着用しています。
- 入所時の貴重品は最低限必要なもののみとしてください。現金は療養には必要ありません。
- 新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了する数日前にご家族等に連絡させていただきます、退所の日時の調整をさせていただきますので、お迎えの手段等のご準備をお願いします。

入所時の持ち物・準備物について

下記の持ち物・準備物を参考に宿泊療養の準備を行ってください。
基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。アメニティ類はございませんのでご留意ください。

【持ち物・準備物】

※他療養者の持ち物との取り違えを防ぐために名前の記載をお願いいたします。

- 健康保険証
- 服用中のお薬（あれば頓用の薬）、お薬手帳
※服用中のお薬は、出来るだけ療養期間より多めにご持参ください。
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き 等）
※参考枚数（7日間療養を想定）…部屋着2セット、パジャマ2セット、肌着4セット（汚れる可能性のある方は多めにご持参ください）
※施設内を移動する際は、安全を確保するためにスリッパ等は不可としています。
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、義歯、ひげそり、くし 等）
- めがね、ティッシュ、お尻ふき（多めにご持参ください）
- （必要な方のみ）オムツ、パット
- その他（携帯電話、充電器、本など娯楽に必要なもの 等）

※用意されているもの…トイレットペーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計、パルスオキシメーター

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

宿泊療養における同意について

【療養中の安全対策に関する同意】

宿泊療養施設は、療養者の安全を最優先とするため、入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。（※状況に応じて、医師の判断で薬剤等を使用することがあります。）

別紙「療養中の安全対策に関する説明書・同意書」を必ずご確認ください、ご理解、ご協力をお願いいたします。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れできないもの

- ☆食品、飲み物
- ☆たばこ（加熱式たばこを含む）
- ☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）
- ☆騒音を出すもの
- ☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はかかりません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

○ 宿泊費用、食事代 ➡ 費用負担はありません。

○ 診療費、薬剤費

・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 ➡ 費用負担はありません。

（例） 発熱や咳、のどの痛みに対する治療等

・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 ➡ 自己負担が発生します。

（例） 持病の治療、持参薬の継続処方等

別紙

療養中の安全対策に関する説明書・同意書

入所による環境の変化や、病気によるさまざまな身体的、精神的影響に配慮し、危険行動を予防し適切に対応いたします。

以下の事項についてご確認いただき、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- ☐ 本施設は療養のための一時施設です。療養期間が終了しましたら退所していただきます。
- ☐ 安全対策として離床センサーを使用することがあります。
- ☐ 安全対策として監視カメラを使用します。
- ☐ 安全に療養していただくことを最優先とし、リハビリ等はいりません。入所時よりも筋力低下する可能性があります。
- ☐ 転倒・転落に十分注意を払いますが、ご自身の体動により、あざ、打撲、骨折等が生じる可能性があります。
- ☐ 退所時、認知機能低下の可能性があります。
- ☐ 暴力行為等、他の療養者およびスタッフの身体に危険を及ぼす可能性がある場合、療養期間中であっても医師の判断で退所等の措置を行います。
- ☐ 医師の判断において、経口抗ウイルス薬およびその他薬剤を処方することがあります。
- ☐ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療が必要となった場合、医療費は自己負担となります。

説明日：令和 年 月 日

説明者 医師： _____

上記に関する内容を確認しましたので、以上に関し同意します。

同意日：令和 年 月 日

入所者名： _____

同意者名： _____ 続柄()

Recovery Accommodation Facilities for People with Mild COVID-19 Symptoms, Etc.

In order to ensure a robust system of providing medical care for patients with severe COVID-19 infections, Shiga Prefecture requires asymptomatic patients and patients with mild medical symptoms to enter Recovery Accommodation Facilities for recuperative purposes if the results of COVID-19 tests are positive.

Rest assured that the medical staff resident in Recovery Accommodation Facilities will monitor your health condition during your stay.

Contact When You Are Required to Enter Recovery Accommodation Facilities

(1) When the result of COVID-19 test are deemed to be positive

The Control Center in charge of adjusting the place of hospitalization for COVID-19 patients will decide whether you are to enter a hospital or a Recovery Accommodation Facility in accordance with your physical condition, the number of hospital beds available, and your family circumstances, etc.

(2) When you are required to enter a Recovery Accommodation Facility

Whether you need to enter a Recovery Accommodation Facility or not will be decided by the Control Center once your symptoms have been confirmed. If it is decided that you need to enter a Recovery Accommodation Facility, the Control Center will arrange a time of check-in and a mode of transportation, etc., in alignment with the needs of the patient and facility concerned, and you will then be contacted.

An orientation session will take place once you have arrived and checked into the Recovery Accommodation Facility. If you have a LINE account, this will be used as a method of communication during your stay, and you will be requested to add the attendant doctor on LINE.

Items to Bring and Prepare When Checking In

◆ Items to Prepare in Advance

Using the following as a reference for the items to bring and prepare, contact your family, etc., and prepare sufficient items to **last for approximately a two-week stay**.

Prepare items that you already have available at home, but if you need anything else, request family members, etc., to purchase them on your behalf and make sure that neither you nor anybody who has been in close contact with you goes out into the community. Note that **no amenities will be available in your room*** **You will also not be able to use washing machines or any other public facilities.**

◆ Items to Bring and Prepare

- National Insurance Card, ****Mother & Child Handbook (expectant mothers only)****
 - Any medication you are taking, and your medication handbook
 - **Items necessary to health management (blood-pressure gauge, CPAP (Continuous Positive Airway Pressure unit), blood-sugar level gauge, insulin, etc.)**
 - Writing materials
 - Clothing (change of clothes, pajamas, indoor footwear (slippers), etc.)
 - Toiletries (toothbrush, toothpaste, hand soap, body soap, shampoo, rinse, razors, comb, cosmetics, tissues, etc.)
 - Laundry items (detergent, hangers, clothespin, etc.) * Bleach is not permitted
 - Tableware (chopsticks, spoon, teacup, etc.)
 - Towels (bath towels, face towels, bathmat, dish cloth, etc.)
 - Recreational items (smartphone, tablet, chargers, books, and other recreational items, etc.)
 - Miscellaneous (cleaning equipment, blankets for maintaining body warmth, etc.)
- * It is recommended that you bring the following items if an infant is to accompany you during your stay.
- Baby snacks, drinks (only bento (lunch) boxes for adults and water will be provided in the facility), rubber sheets, baby diapers, toilet seat for children, etc.
- * The items provided are: Toilet paper, furniture, bedding, facemasks, garbage bags, thermometer.
- * **Smoking, the consumption of wine, beer or other alcoholic drinks, uncooked raw food, and items that emit noise are not permitted.**

Item Deliveries

Family members and acquaintances are permitted to deliver items, although it is necessary to refer to the list of items that can be accepted below.

People delivering items are requested to contact the main office of the Recovery Accommodation Facility in advance. The time of arrival, the place of delivery and the method of contact will be arranged accordingly.

* Note that there are cases in which deliveries will not be accepted without advance contact.

* People who have been in close contact with COVID-19 patients are not permitted to deliver items in principle.

[Deliverable Items]

◆ Items that may be delivered (consumable items) * Certain items may be refused due to the season or temperature, etc.

- ☆ Items that can be stored at room temperature (instant food, freeze-dried food, snacks (perishable snacks are not permitted), fruit, jelly pouches, beverages in PET bottles, etc.)
 - * Fruit is restricted to types that can be peeled by hand and eaten without preparation after washing.
 - * Beverages are restricted to items that can be stored at room temperature.
- ☆ Bento (lunch boxes) and rice balls, etc., sold at convenience stores with the expiry date clearly listed.
 - * Microwave ovens are not available, so food cannot be heated prior to consumption. Also, preheated food may not be delivered for sanitary reasons to ensure that safety is maintained during storage.
- ☆ Packaged items that can be stored at room temperature for several days (confectionary and sandwiches, sold at bakeries)

◆ Items that cannot be delivered ((consumable items))

- ☆ Alcoholic drinks
- ☆ Uncooked items (sashimi, sushi, etc.)
- ☆ Home-cooked food
- ☆ Frozen food (ice cream, etc.)
- ☆ Items that required refrigeration. Also, items that usually need to be stored in a refrigerator.
- ☆ Items that are warm at the point of purchase, such as fast food and bento (lunch) boxes, etc.

◆ Items that cannot be delivered (non-edible items)

- ☆ Cigarettes (including heated tobacco products)
- ☆ Hazardous items (including kitchen knives and other knives)
- ☆ Items that emit noise
- ☆ Cooling and heating equipment (including electric blankets)

Cost of Staying at Recovery Accommodation Facilities

There will be no charge for accommodation and meals when staying at Recovery Accommodation Facilities for the purpose of recovering from COVID-19.

However, you will be required to pay all costs incurred for medical treatment not related to COVID-19.

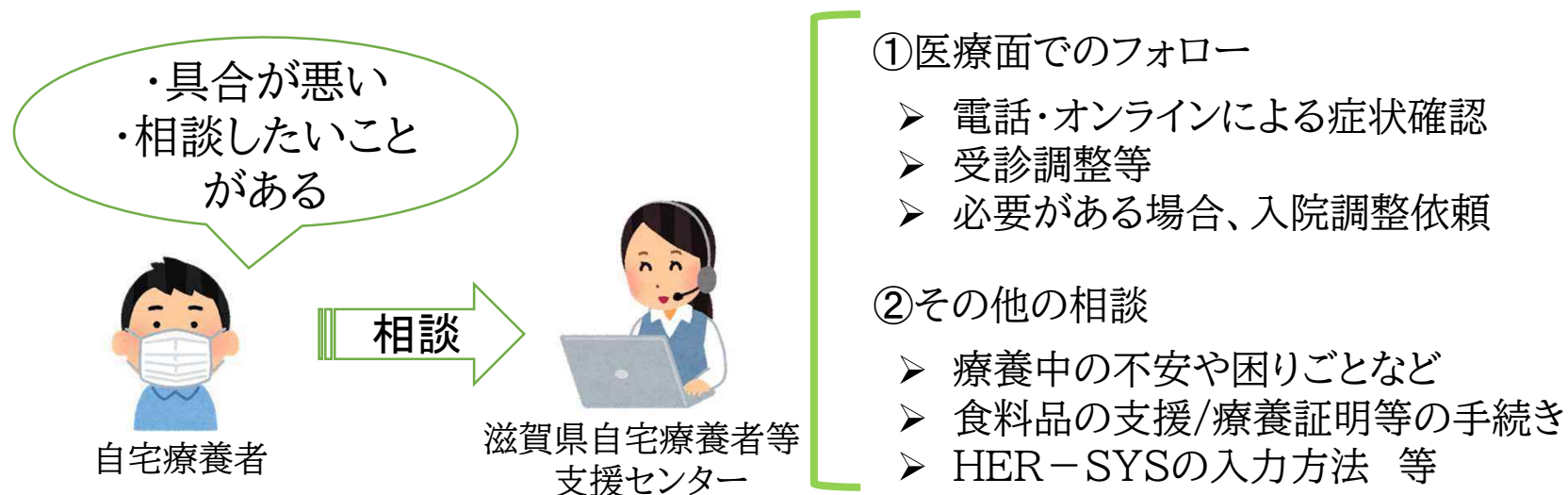
- Accommodation and Meal Expenses ➡ No charge.
- Medical Treatment Fees, Cost of Medication
 - Medical fees related to COVID-19 ➡ No charge.
(Examples) Treatment for fevers, coughs and sore throats
 - Medical fees not related to COVID-19 ➡ To be paid by the recipient.
(Examples) Treatment for underlying illness, fees for non-related medication prescriptions

(1)今後の自宅療養体制について(7月15日から運用開始)

次の感染拡大に備えて、保健所業務のひっ迫を防ぎ、適切なフォローアップを含む自宅療養体制が維持できるよう保健所業務を一部外部化し、滋賀県自宅療養者等支援センターを設置する。

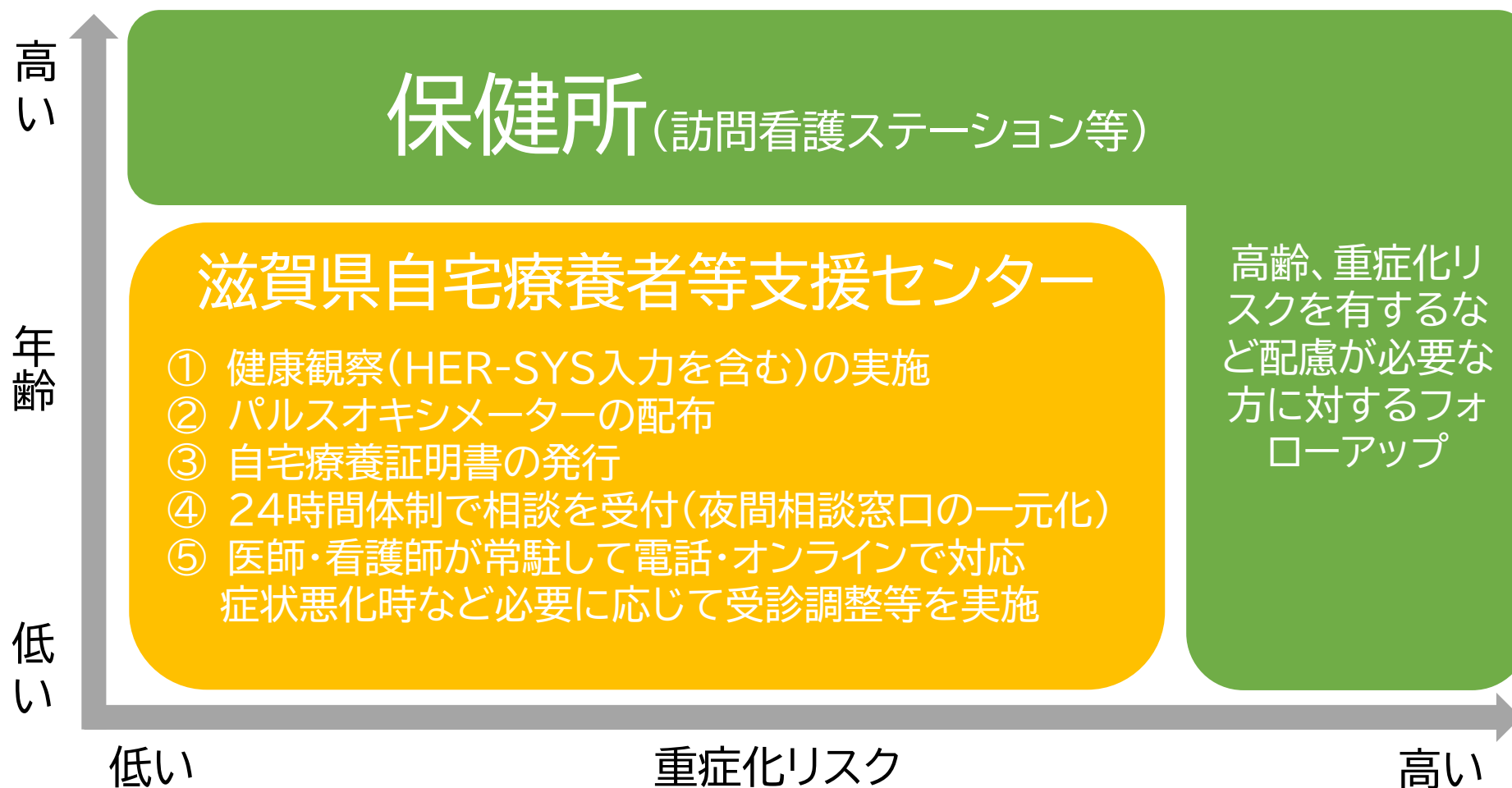
《今後の対応》

- ✓ 保健所、支援センターが重症化リスクに応じて健康観察を実施。
- ✓ 支援センター内に24時間受付の相談窓口を設置し、自宅療養中(施設内療養を含む)に体調が変化した方等を適切に医療につなぐ。
- ✓ 濃厚接触者に対する健康観察業務等は支援センターで一元的に対応。
- ✓ 食料品支援、パルスオキシメーターの配布、療養証明書の発行等事務についても一元的に対応。



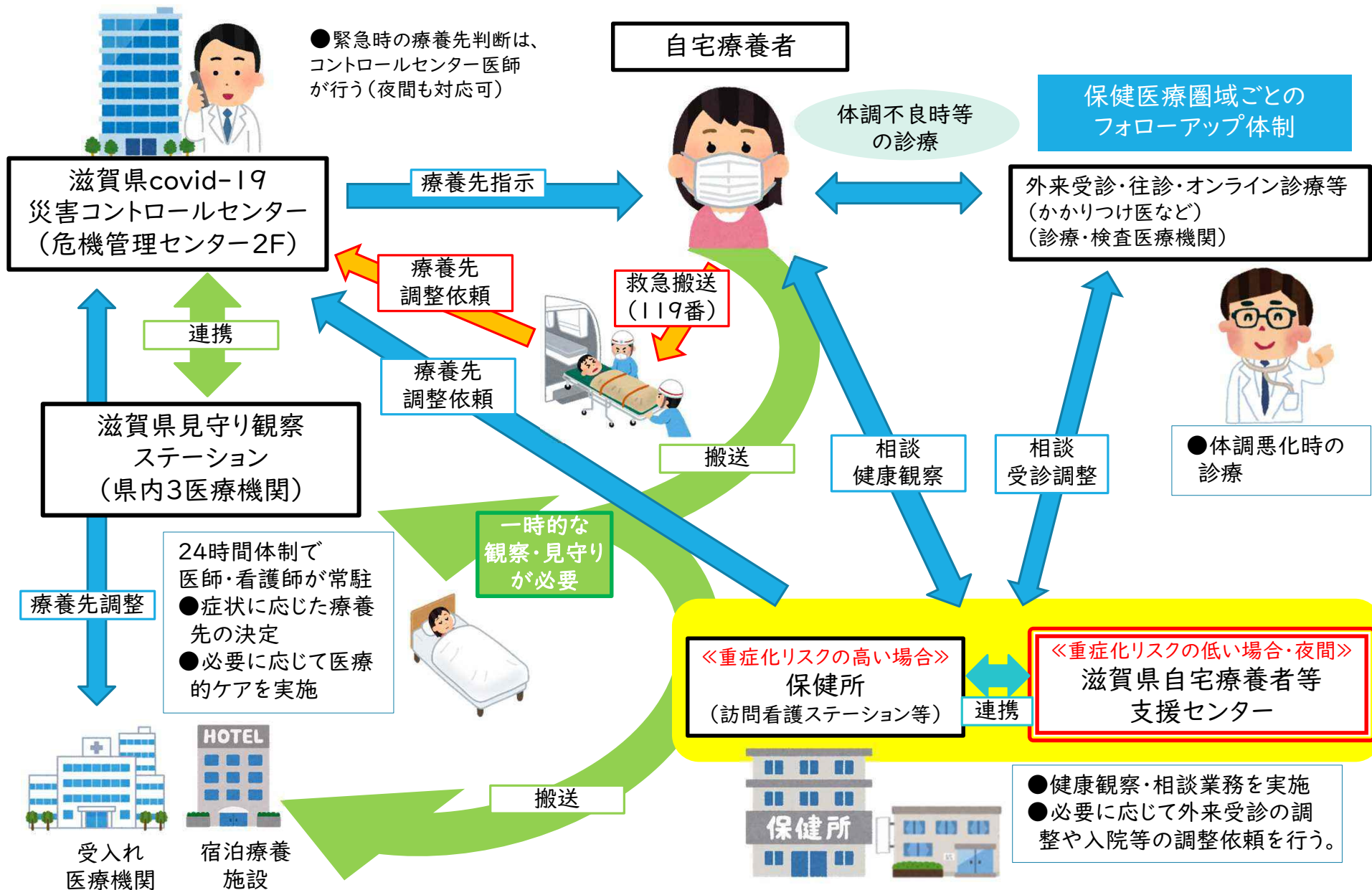
(2) 自宅療養者へのフォローアップ体制(イメージ)

- 自宅療養者のうち、重症化リスクが高い方等※に対して、保健所による健康観察を実施。その他の方については、「滋賀県自宅療養者等支援センター」による健康観察等を実施



※療養者の年齢(65歳以上かどうか)や、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、糖尿病、肥満(BMI30以上)等、重症化リスク因子の保有状況等を踏まえ保健所が判断

自宅療養者に対する医療提供体制について(R4. 7.15～)



新型コロナウイルス感染症患者の方の自宅療養について ～ ご家庭内で注意いただきたいこと ～

～療養期間の考え方～

1. 有症状の方

症状が出た日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。ただし、症状軽快後24時間経過している必要があります。

※10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2. 無症状の方(一度も症状が出ていない方)

検体採取日を0日目として、その翌日から7日間(8日目に解除)。

～療養期間中の外出自粛について～

□ 外出は避けてください。

ただし、症状軽快後24時間経過された方や無症状の方は、感染予防行動(公共交通機関を使わない、マスクを着用する等)を前提に、食料品等の買い出し等の生活に必要な最小限の外出は可能です。

□ ご友人やご近所の方とも面会できません。

感染者と1m未満の距離で15分以上面会した方は「濃厚接触者」となり、行動制限と感染のリスクがあります。ご友人やご近所の方がお越しになられても直接面会せず、電話やオンラインで親交を深めてください。

※その他詳細は別添参考資料P23～24をご確認ください。

～ 自宅での過ごし方 ～

健康状態を毎日確認しましょう

- 毎日朝夕2回体温測定をしましょう。
- 発熱や咳、鼻水・鼻づまり、倦怠感、息苦しさなどの症状はありませんか。
⇒別添参考資料P13～16をご確認ください。
- ご家族など同居されている方も熱を測るなど、体調観察をしてください。

部屋を分けましょう

- 個室にしましょう
ご家族など同居されている方とは部屋を分けて過ごしてください。
食事や寝るときも別室としてください。
子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも1m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- 極力部屋からは出ないようにしてください。
面会は最小限としてください。トイレ・お風呂など共有スペースの利用も最小限にしましょう。入浴は家族の最後にしてください。

特に参考資料P17のような緊急性の高い症状があればすぐに滋賀県自宅療養者等支援センターに連絡ください。

感染された方のお世話はできるだけ限られた方で

- 心臓・肺・腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- 同居の方もマスクをつけてください。
- 本人が使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- マスクを外すときは、ゴムやひもをつまんで、マスク表面には触れないようにしてください。
- マスクを外した後は必ず石けんで手を洗うかアルコールで手指を消毒してください。

こまめに手を洗いましょう

アルコールは70%以上のものを使用してください

- こまめに石けんで手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。
⇒別添参考資料P8～9をご確認ください。

換気をしましょう

- 定期的に換気してください。
1～2時間毎に換気をしてください。(5～10分間くらい)
- 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ドアノブ、ベッド柵などは70%以上のアルコールまたは薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしてください。
家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください。(目安となる濃度は0.05%です。例えば製品の濃度が6%の場合、水500ml+ペッドトルのキャップ1杯 分5mlなど、別添参考資料P11～12をご確認ください。)
- トイレや洗面所は通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。
- タオル、衣類、食器、箸、スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- 洗浄前のものを共有しないでください。
特にタオルはトイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないでください。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- 体液で汚れた衣類、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。(糞便からウイルスが検出されることがあります。)

ゴミは密閉して捨てましょう

- 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨ててください。
その後は直ちに石けんで手を洗いましょう。アルコールでの消毒でもかまいません。
⇒別添参考資料P18～20をご確認ください。

～ 災害発生時もしくはその恐れがある時の避難について ～

- 万が一、緊急的に避難所に避難する必要がある場合は、『自宅療養者』であることを申し出てください。

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染により感染します。また、症状がなくても感染を拡大させることがあることから、自宅で療養する場合にも同居されている方や周りの方への感染予防に努めてください。
(詳細は別添参考資料をご確認ください。)



新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者として健康観察中の皆様へ

健康観察期間： 月 日までは外出を控えてください。

PCR検査の精度は100%ではありません。

また、今後発症する可能性もありますので、「陰性」と判定されても安心はできません。健康観察期間終了までは、必ず下記を遵守して下さい。

健康状態について

○体調に変化がないか毎日の健康観察をお願いします(別紙「健康観察票」を活用ください)

★体調に変化(発熱、せき、のどの痛みなど)があれば連絡をお願いします。

特に、**緊急性の高い症状**(別紙「新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について」を参照ください)がある場合は、必ず下記緊急連絡先に連絡してください。

○健康状態については、毎日連絡をお願いします

★連絡方法としては、下記の方法がありますので、事前にどの方法にするか決めましょう。

①スマートフォンを活用した連絡(SMSが届き、そこからアプリを活用します。操作が不明な場合は健康観察フォローアップセンターまでお問い合わせください。)

②メールによる連絡 → co19@pref.shiga.lg.jp

③電話による連絡 → (朝9時までに、市町名(又は保健所名)・お名前を記入の上報告すること。)

<ログインIDが必要です>
あなたのIDは _____ です

電話(携帯・固定電話)に、原則「自動音声」で9時、14時に電話がかかります。音声に従ってスマホを(プッシュホン)をタッチしてください。なお、どうしても電話を受電できなかった場合は下記「健康観察フォローアップセンター」に直接15時までにご連絡ください。

生活について

家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~をご参照ください。
なお、消毒方法等は裏面を参照願います。

災害発生もしくはその恐れがある場合の対応について

○あらかじめ災害時の避難先、避難方法等を決めておきましょう。

○避難所に避難する場合には、「濃厚接触者」であることを申し出てください。

○健康観察期間中は、避難所内での他の避難者との接触を避けてください。

○災害発生等の緊急時は、現在お住まいの市町に、氏名・住所を情報提供させていただく場合がありますのでご了承ください。

濃厚接触者の皆様の健康観察は、居住地管轄保健所と滋賀県が運営している「健康観察フォローアップセンター」が対応します。

<緊急連絡先>

9:00~17:00 健康観察フォローアップセンター ☎ 077-528-3591

17:00~ 9:00 受診・相談センター ☎ 077-528-3621

家庭等の消毒について

手指がよく触れる場所を清潔に保つことが大切です。手や皮膚の消毒を行う場合には消毒用エタノールを、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウムも有効であることがわかっています。

※次亜塩素酸ナトリウムを金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きしてください。

場所		対象
家庭	居間 食事部屋	ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボード等
	浴室	水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明スイッチ等
	トイレ	流水レバー、便器のフタ等
職場・ 集合住宅	共用部分	エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、共用トイレや給水場所の蛇口、電話機等

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。

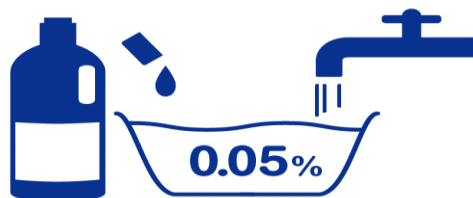


濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

【注意】
・家事用手袋を着用して行ってください。
・金属は腐食することがあります。
・換気をしてください。
・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】
●使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
●上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

この書類は健康観察期間が終了するまで大切に保管下さい



新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ～My HER-SYSでの入力をお願いします～

健康状態の入力方法

- 1 ご自身のスマートフォンからQRコード、又は、SMSで受信したURLを読み込んでください。
 - 2 初回のログインには、電子メールアドレスおよびSMSで届く(又は、保健所からお知らせした)
HER-SYS IDが必要となります。別紙(My HER-SYSご利用ガイド)を参考としてください。
 - 3 **1 日 1 回 健康状態を入力ください。(12時までに報告してください)**
- ※ 同一のスマートフォンやパソコンから、ご家族などをそれぞれ登録し健康状態を入力することもできます。

1. QRコード

URL : <https://www.cov19.mhlw.go.jp/>



2. ログイン画面



3. 入力画面



咳や発熱がある場合、以下のような緊急性の高い症状がある場合、その他ご不安な症状等がある場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください

緊急性の高い症状

※はご家族などがご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・ 急に息苦しくなった ・ 胸の痛みがある ・ 肩で息をしている ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている(反応が弱い)※ ・ もうろうとしている(返事がない)※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

【氏名】

_____様

【HER-SYS ID】

【緊急連絡先】

9:00～17:00 健康観察フォローアップセンター

☎ 077-528-3591

17:00～9:00 受診・相談センター

☎ 077-528-3621

(裏面)

健康観察について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された方、感染が疑われる方(PCR検査等の結果待ちの方)、感染している可能性がある方には、健康状態の確認をお願いしています。
- 健康状態をスマートフォン等からMy HER-SYSに入力していただくことで、電話等で御確認させていただく場合より迅速に、健康状態の変化を把握でき、適切な対応へつなげることが可能となります。
- 安心してお過ごしいただくためにも、是非、健康状態の確認と、My HER-SYSに入力をお願いいたします。
- 入力いただいた健康状態に応じて、また、入力いただいていない場合や、個別にご確認させていただきたいことがある場合に、保健所の職員や、保健所から業務委託を受けた者から、個別に電話等で連絡させていただくことがあります。

入力いただいた情報の取扱いについて

- 健康状態の調査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、保健所を設置する都道府県や市・特別区が実施しています。皆様による健康状態の入力は、同調査への回答と位置づけられます。保健所を設置する都道府県や市・特別区は、同調査により収集した情報を感染症法に基づき国(厚生労働省)に報告することとされています。
- 入力いただいた情報は、国(厚生労働省)が運営する「新型コロナウイルス感染者等把握・管理支援システム」(HER-SYS)で管理されるとともに、感染症法に基づく業務を行う都道府県、市・特別区、厚生労働省の職員や、都道府県や市・特別区から健康状況の把握等の業務の受託した関係機関(地域の医師会等)に、それぞれの業務の実施に必要な範囲内で(※)共有されます。

※例えば以下のような場合が想定されます。
 - ・療養中の健康状態に関する情報について健康フォローアップを行う医師等に共有
 - ・受診した帰国者・接触者外来と療養先(自宅やホテル)の管轄の保健所が異なる場合の保健所間の情報共有
 - ・入院病床数や宿泊施設数の調整等に必要な地域内の患者数の推移等のデータの作成に活用
- また、国(厚生労働省)は、HER-SYSに蓄積された情報を活用して、新型コロナウイルス感染症の発生状況等の統計を作成し公表します。また、統計情報をもとに、新型コロナウイルス感染症の研究に役立てます(この統計は全国や地域毎の感染者数等のデータであり、個人が特定される情報は含みません。)
- 入力いただいた情報は、上述の利用用途を含む感染症法に基づく業務の遂行その他の新型コロナウイルス感染症対策に係る業務以外の目的に利用されることはありません。
- 国(厚生労働省)がHER-SYSで管理する情報のうち、個人が特定できる情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、開示、訂正、利用停止を行うことができます。

システムにおける個人情報の取扱いに関する問合せ先
厚生労働省健康局結核感染症課
電話:03-3595-2263

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム ご利用ガイド（ご本人用【My HER-SYS】）

Step1

- ① URL: <https://www.cov19.mhlw.go.jp/> からアプリのトップ画面にアクセスします。
- ② 「新規登録」ボタンを押します。



上記QRコードからのアクセスも可能です

ここから新規登録をスタートします。

Step2

- ① 新規登録画面からご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「確認コードを送信」ボタンを押します。



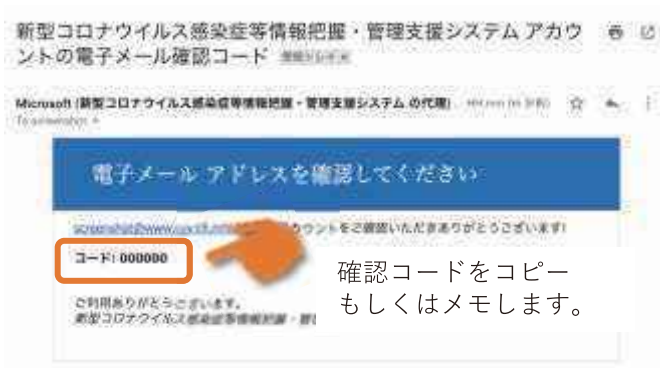
ポイント！

利用するメールアドレスに制限はありません。有効な個人のメールアドレスをご利用ください。

メールの受信拒否設定をされている方は、Step4の確認コードを受け取るために、「@microsoftonline.com」からお送りするメールを受信できるように設定してください。

Step3

- ① 登録したメールアドレスに確認コードが届きます。
- ② 確認コードをコピーもしくはメモをとってください。



Step4

- ① トップに戻り確認コードを入力します。
- ② 「コードの確認」ボタンを押します。



*表示内容はご利用端末により異なる場合があります。

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム ご利用ガイド（ご本人用【My HER-SYS】）

Step5

- ① パスワード設定画面にて任意のパスワードを入力します。
- ② 「作成」ボタンを押します。



ポイント！
パスワード作成ルール：
8桁以上とし、かつ、次のうち3つ以上を含める必要があります。

- ・小文字
- ・大文字
- ・数字
- ・記号

Step6

- ① ご自身の属性情報を入力します。
- ② リーフレットに記載のある「HER-SYS ID」（6桁または7桁）を記入します。
- ③ 「入力内容を確認する」を押下し、内容を確認の上「属性を保存する」ボタンを押して、登録完了です。



ポイント！
「HER-SYS ID」は保健所等からお配りするリーフレットに記載されています。

電話番号は、ハイフンなし・半角で入力ください。
システムに登録された情報と異なる入力をした場合、登録できないことがあります。その場合は、健康観察フォローアップセンターにお問い合わせください。

Step7

- ① ご自身の状況を入力するため、「状況報告を入力する」ボタンを押します。



ポイント！
「パスポート番号を入力」ボタンは、訪日外国人の方で、診断年月日が入国日から28日以内の場合、表示されます。
対象の方は別紙「パスポート番号入力のお知らせ」をご参照ください。
※対象外の方は表示されません。

Step8

- ① 状況報告画面からご自身の体調等を入力してください。
- ② 「確認」ボタンを押します。
→これで完了です。



体温と酸素飽和度(SpO2)を入力し、症状の「あり」「なし」を選択してください。

この書類は健康観察期間が終了するまで大切に保管下さい

新型コロナウイルス感染症に関する健康状態の確認について ～電話での回答をお願いします～

健康状態の入力方法

・携帯電話、または固定電話にHER-SYS（ハーシス）から自動音声で電話がかかります。

・健康観察の期間中、9:00～ / 14:00～ 1日2回電話がかかります。

必ず、どちらかの時間で受電し、健康状態を報告してください。

（9時に報告しても14時にも電話はかかってくるますが1日1回の報告で構いません）

どちらも受電できなかった場合は、15時までに直接、下記「健康観察フォローアップセンター」にご連絡ください。

・電話の内容については、裏面「音声ガイダンスの内容」をご参照ください。

・プッシュホンで答えるだけなので、スマートフォンをお持ちでない方にもご利用いただけます。

【この番号から電話が来ます】

050-3198-0215

または

050-3311-0008



咳や発熱がある場合、以下の緊急性の高い症状がある場合、その他御不安な症状等がある場合は、下記の緊急連絡先にお電話をください。

緊急性の高い症状

※はご家族などがご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 胸の痛みがある ・ 肩で息をしている ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている（反応が弱い）※ ・ もうろうとしている（返事がない）※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

【氏名】

_____様

【HER-SYS ID】

【緊急連絡先】

9:00～17:00 健康観察フォローアップセンター

☎ 077-528-3591

17:00～9:00 受診・相談センター

☎ 077-528-3621

※ガイダンスの途中でも、入力することが出来ます

※ダイヤル回線の方は、米印(*)ボタンを押してから番号を入力してください

音声ガイダンスの内容

こちらはHER-SYS(ハーシス)です。健康記録を入力してください。

ダイヤル回線の方は、米印を押してから番号を入力してください。

- 1, 体温を3桁の数字で入力してください。36.5度の場合には 3 6 5 と入力してください。
- 2, 酸素飽和度 SpO2 を数字で入力してください。
100%の場合は100と、97%の場合は097と入力してください。
不明、わからない場合は999を入力してください。
- 3, 咳、たん、鼻水がひどくなっていますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 4, 呼吸困難、胸が苦しい、息が切れると感じることはありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 5, 倦怠感、起きるのが辛いと感じることはありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。
- 6, のどの痛み、頭痛などその他気になる症状はありますか。
はいの場合は 1を。いいえの場合は 2を。不明、わからない場合は 9を入力してください。

999 を
入力する

健康記録を登録しました。ご協力ありがとうございました。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



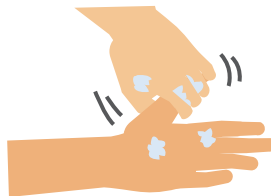
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



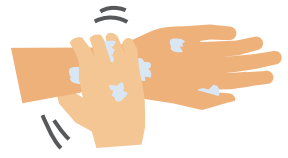
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



健康観察中の皆様、ご家族の方へ

このたびは、健康観察が必要な状況となり、大変不安な気持ちで過ごしておられることと思います。

ウイルス等の感染は、人々の生活の中で起こることであり、感染された方やあなたの行動に問題があるわけではありません。しかし、新型コロナウイルスについては、現在、社会的な関心が高いことから、ご自身のことを責めたり、周囲の反応に胸をいためたりすることがあるかもしれません。

このようなストレス状態が長く続くと、気持ち、からだ、考え方に、さまざまな変化があらわれることがあります。

気持ちの変化

- ・不安や緊張が強い
- ・イライラする
- ・怒りっぽくなる
- ・気分の浮き沈みが激しい
- ・涙もろくなる
- ・あのときああしておけば良かったと自分を責める
- ・投げやりになる
- ・誰とも話す気にならない



からだの変化

- ・疲れやすい
- ・目まい、頭痛、肩こり
- ・吐き気、腹痛
- ・食欲不振、過食
- ・眠れない
- ・悪夢、同じ夢をくり返し見る

考え方の変化

- ・考えがまとまらない
- ・同じことをくり返し考える
- ・記憶力が低下する
- ・皮肉、悲観的な考え方になる



- ・このような状態が数週間続くことがありますが、大変な経験をした時に『多くの方に起こる正常な反応』です。
- ・食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さないようにして、ご家族同士で声をかけ合いましょう。
- ・これらの状態は、自然に回復していくことがほとんどです。

～気分が落ち込むときや、つらい気持ちが続くときは、お気軽にご相談ください～

滋賀県立精神保健福祉センター （草津市笠山八丁目 4 番 25 号）

○電話番号：077-567-5010

○相談時間：平日 午前9時～午後4時

- ・匿名で相談可能です
- ・プライバシーには十分配慮して対応いたします



※このリーフレットは、北海道立精神保健福祉センターのリーフレットを参考にしています。



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください（相談無料、通話料有料）。

受付日時：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く）10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

インターネット受付：<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています（予約必要）。

※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。



通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日（電話・面接相談）：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く）10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています（予約必要）

新型コロナウイルス濃厚接触者の方の自宅待機について ～ 食料品支援に関するご案内 ～

自宅待機していただく濃厚接触者にあたる方を対象に、食料品を自宅にお届けします。(有料)

1. 食料品支援を利用できる方

- 保健所から新型コロナウイルス感染症濃厚接触者と診断され、外出自粛される方でご自身やご家族で食料品を確保できない方

2. 申し込み期間

- 保健所から濃厚接触に伴う外出自粛期間として指定された開始日から終了日まで

3. 支援の内容

- 食料品：パック商品(米飯、レトルト丼類、水等)

4. 支援利用方法

- 食料品支援が必要となったときは、下記のお申込フォームにより依頼してください。
- お届け時間、お届け方法の詳細は、申込フォームに記載していますのでご確認ください。

5. 食料品代金・お支払方法

- 6,000円(2～3日分セットの場合、1名分)
- 滋賀県指定の納付書を後日送付しますので、必ず自宅待機期間終了後にお支払いください。

6. 支援申込受付時間

- 申込日から2～3日

あくまで目安です。申請内容の確認のため、さらにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●お申込みフォーム

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-covid19-nousetsusyokuryou>



●お問合せ先

090-5905-3487 (9:00～17:00(12:00～13:00休止))

※土日祝含む

※配達には県から依頼した事業者が行いますので、氏名・住所・連絡先を事業者提供することになります。ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染症患者の方の自宅療養について ～ 食料品支援に関するご案内 ～

自宅で療養される方で、食料品の調達が困難な方を対象に、食料品を自宅にお届けします。

1. 食料品支援を利用できる方

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅療養中で症状が出ている方のうち、インターネット等で食料の購入ができない方、家族全員が陽性かつ有症状で食料品を確保できない方
※無症状または症状軽快後24時間経過された方は、食料品の買い出し等最小限の外出は可能です。

2. 申し込み期間

- 自宅療養開始日から自宅療養終了日まで

3. 支援の内容

- 食料品：常温保存のパック商品（米飯、レトルト丼類、水等）
※当面の食料品をお届けします。不足等ある場合は再度お申し込みください。

4. 支援利用方法

- 食料品支援が必要となったときは、下記のお申込フォームにより依頼してください。
- お届け時間、お届け方法の詳細は、申込フォームに記載していますのでご確認ください。

5. 食料品代金

- 無料

6. 配達日の目安

- 申込確認後2～3日
あくまで目安です。感染拡大期は、さらにお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

●お申込みフォーム

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-covid19-syokuryoushien>



●お問合せ先

090-5905-3487 (9:00～17:00(12:00～13:00休止))
※土日祝含む

※配達には県から依頼した事業者が行いますことから、氏名・住所・連絡先を事業者に提供することとなりますので、ご承知おきください。

滋賀県がんばる医療応援寄附について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療従事者を応援しようとする県民の思いを受け止めるため「滋賀県がんばる医療・福祉応援寄附」を創設し、医療従事者を支援した。

支援内容

- ① 医療従事者に支給する手当の一部や、医療従事者が家族等への感染を防ぐために利用した際の宿泊費用を補助
- ② 患者を移送するための車両やパルスオキシメーターを購入
- ③ マスク等の衛生資材を購入し医療機関へ配布



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付した。

慰労金の内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、滋賀県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付
- ・ その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付

給付対象・給付金額

滋賀県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合

1人20万円

上記以外の場合

1人10万円

その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員

1人5万円

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

○相談窓口の設置

○新型コロナ影響調査 5. 新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業

○資金繰り円滑化に向けた金融支援

○1. 資金繰り円滑化に向けた『追加』金融支援
(中小企業振興資金保証料軽減補助事業 等)

○2. 経営力強化につながる前向きな取組等に対する支援
(新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金)

○3. 事業主の雇用維持の取組に対する支援
(中小企業雇用継続支援補助金)

○4. 中小・小規模事業者の採用活動支援
(WEB合同企業説明会開催事業)

○戦国キャンペーンの集中的展開と
宿泊滞在型観光施策の推進

○発注・支払い時における中小・小規模事業者への特段の配慮

経済対策としての県取組

本県経済の活性化・中小企業の経営基盤強化

R1年度

R2年度

国の緊急対応策(第3弾)等を踏まえ、機動的に対応

令和2年度2月当初補正予算（商工観光労働部関係部分）

○新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を最小限に抑えるため、

中小・小規模事業者の事業継続に向けた資金繰りや雇用維持の取組を支援するとともに、この状況が終息した後の反転攻勢に向けて**中小・小規模事業者の経営力強化につながる前向きな取組等を支援**する。【予算要求総額：322,772千円】

強力な資金繰り等、経営支援

1. 資金繰り円滑化に向けた「追加」金融支援

（中小企業振興資金保証料軽減補助事業 等）

①セーフティネット資金（4号・5号・6項）に対する保証料負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業者が、**県制度融資セーフティネット資金**を利用する際に負担する保証料をゼロとする。【予算要求額：211,561千円】

②セーフティネット資金（4号）の融資期間の延長

セーフティネット資金（4号）の運転・借換に関する融資期間を7年（据置1年）から**10年（据置2年）に延長**し、資金繰りの改善を図る。

2. 経営力強化につながる前向きな取組等に対する支援

（新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金）

経営力強化補助金の交付

新型コロナによる影響終息後に、県内中小企業が一層競争力を発揮できるよう、経営力強化等、**今後の事業活動に資する取組等にかかる経費の一部を補助**する。【予算要求額：51,198千円】

<補助対象事業>

- 人材育成・確保のための事業
- 働き方改革や職場環境改善に関する事業
- 新たな販路開拓に関する事業

<補助率・金額>

- 小規模企業 3/4
- 中小企業 2/3
- 上限額50万円

雇用の維持・確保

3. 事業主の雇用維持の取組に対する支援

（中小企業雇用継続支援補助金）

雇用継続支援補助金の交付

中小企業事業主が、**国の雇用調整助成金の特例措置**を活用して、**労働者の雇用維持を図った場合に事業主負担分の一部を緊急特定地域と同等まで補助**する。【予算要求額：51,833千円】

<助成率>

○中小企業 2/3 → 4/5

4. 中小・小規模事業者の採用活動支援

（WEB合同企業説明会開催事業）

WEB上での合同企業説明会の開催

全国各地で相次いで合同企業説明会等が中止されている中、**中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、インターネット上での合同企業説明会を開催**する。【予算要求額：6,380千円】

5. 新型コロナによる本県経済への影響調査

（新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業）

本県産業への影響を業種別、規模別および地域別に状況や課題等を把握するための緊急調査を実施 【予算要求額：1,800千円】

滋賀県 新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

滋賀県制度融資を活用し、民間金融機関にも

実質無利子・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額またはゼロにします。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利（新規枠1.0%、借換枠1.5%）については、
事後的に半年に1回の頻度で相当分をキャッシュバックします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (小規模のみ)	保証料ゼロ 実質金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ 実質金利ゼロ

その他の要件

- 補助上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 取扱期間：令和2年12月31日までに保証申込を受け付け
かつ令和3年1月31日までに融資実行された分まで

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得**してください。



いつから、どこで申込みできますか？

5月1日から申込いただけます。

中小企業者：各商工会議所、各商工会

協同組合等：中小企業団体中央会

事前相談も随時お受けいたします。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、商工会議所・商工会等 または
取扱金融機関へご相談ください。



本資金を取り扱っている金融機関を教えてください。

次の15の金融機関です。

**滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、
福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、
湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、
商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合**

基本方針：雇用を『守る』『つなぐ』『創る』

『守る』

○ 雇用調整助成金の活用を促進

国において「支給要件の緩和」、「助成額の上乗せ」、「助成期間の拡大」など、特例措置を拡充



使い勝手が更に良くなるよう、県においても有効な支援策を検討

『つなぐ』

○ それぞれの立場に応じた就職相談を実施

- ・ 若者、子育て中の女性、シニアを対象にした専門相談機関で、専門知識を有する職員が丁寧に対応
- ・ 来所途上や相談時の感染リスクをなくするため、電話、メールやWeb上で相談できる環境を整備

○ Web合同企業説明会での緊急的な中途採用情報等の提供

- ・ 新卒学生をメイン・ターゲットとして開催する『Web合同企業説明会』（5/26～5/28）に、解雇・雇い止めされた方へも参加を呼びかけ、中途採用の求人をしている企業情報を提供

『創る』

○ 県独自の「雇用創出事業」の実施

○ 雇用創出基金の創設など緊急雇用対策等を国に強く要望

お仕事に不安をお持ちの皆さまへ

再就職をお考えの方は、こちら！

皆さまの状況に応じ、相談窓口を用意しています

◆若者の皆さま

しがジョブパーク TEL 077-563-0301

◆中高年の皆さま

シニアジョブステーション滋賀 TEL 077-521-5421

◆子育て期の女性の皆さま

滋賀マザーズジョブステーション (近江八幡・草津)

・近江八幡 TEL 0748-36-1831 ・草津 TEL 077-598-1480



オンライン合同企業説明会も実施します

転職を考えている方の参加も OK です！



偶然の出会いを楽しむ「生配信」合同企業説明会

5/26(火)・27(水)・28(木) 13:00～16:00

<https://shiga-job.live/>



<https://shiga-job.live/>

労働相談窓口を設置しています

◆新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口【平日 8:30～17:15】

●滋賀労働局 TEL 077-522-6648

●東近江労働基準監督署 TEL 0748-41-3363

●彦根公共職業安定所 TEL 0749-22-2500

◆新卒者内定取消等特別相談窓口【平日 8:30～17:15】 ●滋賀新卒応援ハローワーク TEL 077-563-0350

◆県の労働相談窓口

●労働雇用政策課 TEL 080-1514-0051 (平日 8:30-17:15)

●滋賀県労働相談所 TEL 0120-967-164【固定 / 公衆電話から】 TEL 077-511-1402【携帯電話から】 (平日 10:00-17:00(12:30-13:30 を除く))

失業保険に関する
ご相談はハローワークへ

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望(案) (雇用対策関係 抜粋)

○ 感染拡大防止のための休業要請に対する支援と中小企業等の救済措置

(3) 雇用調整助成金については、事業者が制度を利用しやすいよう、書類の簡略化や手続の簡素化を一層図り、早期に給付できるようにすること。

また、上限額を引き上げるとともに、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者について事業主負担を軽減すること。

さらに、4月25日に厚生労働省が公表した更なる拡充の中で、「休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合」に「休業手当全体の助成率を特例的に 10/10とする」とされているが、各都道府県において「休業等の要請」の内容は様々であり、休業等に協力した事業者等を幅広く支援する観点から、「休業等」の解釈については各都道府県の実情を踏まえて広く捉え、多くの事業者が10/10の適用を受けられるようにすること。

○ 学生への支援と安心して就職活動を取り組める環境の整備

(5) インターネット回線を利用した就職活動の機会の確保や、面接や試験の時期を柔軟に設定するなど、学生の現状に配慮した採用活動を行うよう経済界に対して最大限の要請を行うこと。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者を対象とした緊急雇用対策の実施

新型コロナウイルスの影響を受けて離職を余儀なくされた方の緊急雇用を創出する（再就職を支援する）仕組みや解雇等に関する不安を解消する対策を早急に講ずるとともに、地方自治体が先行して行う緊急雇用対策に対し、遡及適用も含めた必要な財政支援を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策就業支援事業

(事業費:15,285千円)

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用情勢を踏まえ、感染症の影響を受けた非正規労働者をはじめとする離職者等や重症化率が高いとされる高齢者への就業支援に取り組む。

県独自の緊急雇用対策基本方針

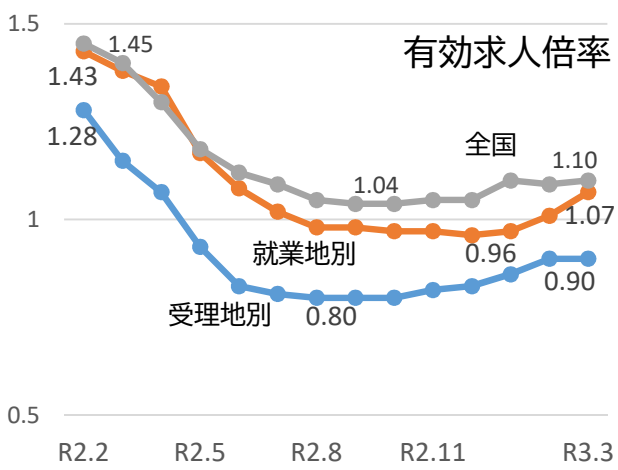


【令和2年度の主な取組】

- ・労働者のための相談窓口の周知
- ・雇用調整助成金の申請サポート(相談330件)
- ・WEB合同企業説明会 (65社 919人)
- ・合同企業説明会 (150社 565人)
- ・緊急雇用創出事業 (30事業 雇用158人)
- ・離職者早期再就職支援事業 (延べ173社 209人分)

【令和3年度の主な取組】

厳しい雇用情勢に対応する緊急雇用対策(雇用創出 800人)	緊急雇用創出事業
	離職者早期再就職支援事業
コロナ禍を踏まえた労働・雇用対策推進	離職者雇用型職業訓練推進事業
	雇用シェアサポートセンターの開設・運営
	業界団体と連携したテレワーク導入支援事業
	コロナ禍における女性のマッチング支援事業



【滋賀県の状況】

- 有効求人倍率は、回復してきているものの依然として全国平均値を下回っている状況
- コロナの影響による離職者
 - ・非正規が約7割(うち、6割が女性)
 - ・高齢者(60歳以上)が2割超
- 感染拡大の長期化、雇用調整助成金の特例措置の見直し等により、さらなる雇用情勢の悪化を危惧

【非正規雇用労働者(全国的な状況)】

- 労働力調査(R3.3)では、雇用者が前年同月比で42万人の減。
 - ・正規職員54万人増⇒非正規96万人減
- 男性は正規・非正規ともに減少。女性は正規が増加、非正規は大幅に減少
 - ・男性 正規4万人減 非正規27万人減
 - ・女性 正規58万人増 非正規68万人減
- ※コロナの影響がより非正規労働者に大きい
- ※正規雇用に向けた取組は、「離職者早期再就職支援事業」等で実施
- ※非正規労働者には子育てや介護など、就業にあたって時間的な制約がある方もいる。

⇒短時間労働など柔軟な働き方ができる就業に向けた支援の取組が必要

【高齢者】

- 高齢者の就業が難しい状況(滋賀県の55歳上の求人倍率0.54原数値)
- 県内シルバー人材センターの会員や契約数が減少

⇒シルバー人材センターの取組を支援し、高齢者の生きがい就業を促進 138

(追加)就業支援(6月補正)

【離職者等就業支援事業】 10,285千円

非正規労働者をはじめとする離職者等の就業を支援する合同企業説明会の開催

- ・令和3年9月～10月 2回開催(北部、南部)
- ・出展事業者 30社×2回 計60社
 - ※短時間労働など柔軟な働き方による雇用可能な企業等を中心
- ・参加対象者 150人×2回 計300人
 - ※非正規労働者等の離職者等
- ・対面型を中心に、オンラインによる参加も可能

【高齢者就業支援事業 5,000千円】

高齢者が安心して就業できるよう、就業支援の一翼を担う滋賀県シルバー人材センター連合会が実施する感染防止対策等の取組を支援

- ・必要な感染症防止対策や十分な就業機会の確保と創出を行うための事業
- ・感染症の影響がある中でも、継続した就業先の確保や新たな就業先の創出等のための事業

雇用調整助成金の手続きを



利用無料
秘密厳守

社会保険労務士が支援します

滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンターのご案内

例えば、こんな相談に対応します。

申請から受給までどのように手続きしたらよいのか知りたい

申請書の書き方を知りたい

どの書類を見たらいいかわからない

事業所の色々な書類を確認しながらアドバイスがほしい

事業所を訪問し、
書類の書き方や必要書類について
アドバイスをします！

電話相談と訪問支援を受けることができます。

電話相談

センターに労務管理の専門家である社会保険労務士が常駐し、電話相談に応じます。
必要に応じて後日の訪問支援の調整も行います。

訪問支援

希望される事業所へ社会保険労務士が訪問し、支援を行います。
(原則3回まで)

雇用調整助成金の活用による雇用の維持！

まずはお電話ください

077-526-8687

利用時間：9:00から17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

滋賀県委託事業・滋賀県社会保険労務士会運営

※本事業は雇用調整助成金の申請に対する助言を行うものであり、書類の作成や申請等の代行を行うものではありません。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企業者等の皆様の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

募集要項

受付期間	令和2年4月30日（木）から令和2年5月22日（金） 17時まで（土・日曜日および祝日は除く） ※先着順ではありません。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま
対象となる事業	交付決定の日から令和2年10月30日（金）の間に実施される、「人材育成・確保」「働き方改革・職場環境改善」「インターネット等を活用した新たな販路開拓」に関する事業
補助限度額	50万円 ※補助金申請下限額は20万円
補助率	中小企業者：2/3 小規模事業者：3/4
例えばこんな取組 に使えます	★従業員のスキルアップのためのeラーニング等を活用した研修を実施する。 ★就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する。 ★サテライトオフィスを試行的に導入する。 ★働き方改革や生産性向上等のコンサルタントを導入する。 ★ECモール等への出店を行う。 ★インターネットを活用したテストマーケティングを行う。など

詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/302793.html>

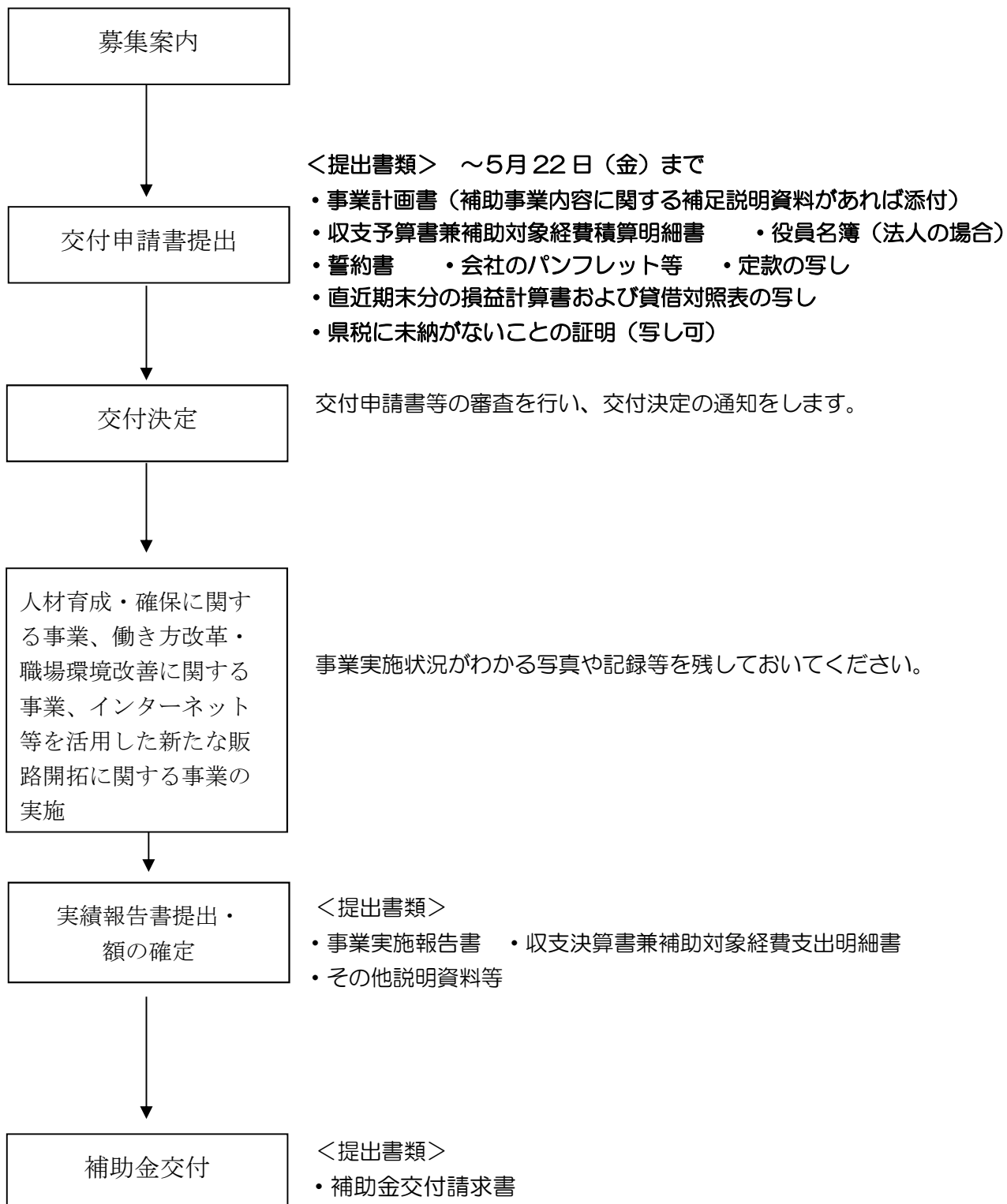
<お問い合わせ・申請書の提出先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係

〒520-8577 大津市京町4-1-1（県庁東館3階）

TEL：077-528-3723 FAX：077-528-4870 MAIL：fa0001@pref.shiga.lg.jp

◇ 手続きの流れ



ウェルカム滋賀・びわ湖 教育旅行キャンペーン

必見!

旅行会社の皆さま!!

滋賀県内の
宿泊・観光・体験施設利用が条件!



期間
限定

- 生徒おひとりさまにつき、500円の助成が受けられます。しかも上限なし!
- 滋賀県内の宿泊、観光、体験等の施設を利用していただくことが条件です。
- 滋賀ならではの学びと思い出をお持ち帰りいただけます。(思い出の品プレゼント!)

- ◎ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施される教育旅行
(研修旅行・校外学習・合宿等含む)が対象
- ◎ 生徒さまの人数は実人数で支給(連泊等による延べ人数ではありません)
- ◎ 中止、順延、新規は不問
- ◎ 締め切りは特に設けておりませんので、お早めに随時お申し込みください!

【お問い合わせ先】

公益社団法人びわこビジターズビューロー 国内誘客部(教育旅行部会事務局)

☎ 077-511-1530 ☎ 077-526-4393

✉ kokunai@biwako-visitors.jp

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

【営業時間】9:00~17:45

教育旅行担当者: 原田・奥野・高田

ぜひ滋賀・びわ湖へ!!

おひとり@500円の
インセンティブがつきます!

マスク配布プロジェクト事業

モノづくり振興課
R02補正予算額：1,951千円

高島ちぢみ生地



高島ちぢみマスク(例)



目的

新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、マスクの不足が大きな問題となっている。

このマスク不足に対応するとともに、地域産業振興を図るため、県地場産品である「高島ちぢみ*」の生地を調達し、赤十字奉仕団において縫製後、マスクを必要とする事業者等へ配布する。

新型コロナウイルス感染症の影響によるマスク不足

ボランティアグループ
赤十字奉仕団の協力！

地場産品の生地を活用
(高島ちぢみ)

県産の布製マスクを10,000枚程度作製

滅菌処理

県内のマスクを必要とする団体（子ども食堂や旅館関連施設）に配布

*：高島ちぢみ

特徴：緯糸（よこいと）を通常の2倍以上ひねることで、生地表面に凹凸が生じる。その結果、ベタつかず、汗をよく吸い、速乾性のある生地となる。



TAKASHIMA
CHIJIMI



セーフティネット資金

(コロナ新規枠・コロナ借換枠)

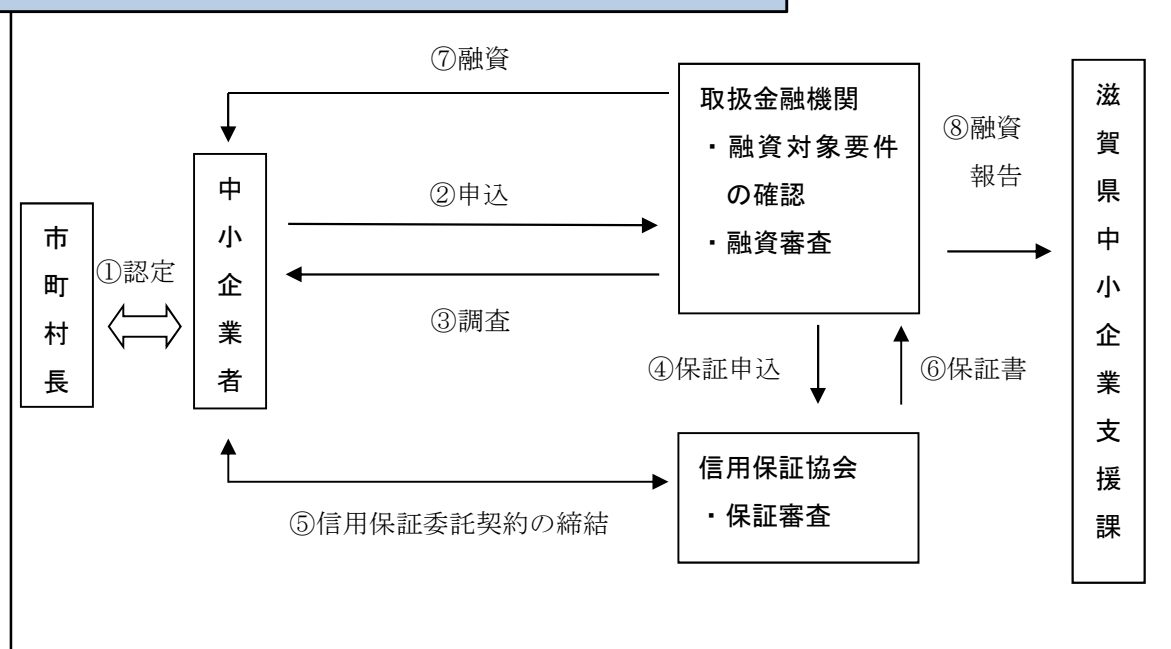
(セーフティネット保証第4号・滋賀県全域対象 伴走支援型特別保証)

	コロナ新規枠 (運転・設備)	コロナ借換枠
融資対象者 (※1)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受け、かつ今後取り組む事項(経営行動計画書)を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる中小企業者、協同組合等(経営安定関連保証利用者)。 【市町村による認定要件】 〔認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。〕 次の①、②のいずれにも該当すること ①滋賀県において1年間以上継続して事業を行っていること ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少 しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれること ※一部要件緩和あり	左の市町村長の認定を受けかつ金融機関による継続的な伴走支援を受けられる中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者 ①保証協会保証付融資(責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者 ②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること
融資限度額 (※2)	コロナ新規枠およびコロナ借換枠合わせて4,000万円(※3)	
融資利率 (※4)	年1.0%	年1.5%
信用保証	信用保証協会保証付(100%保証) 保証料率 年0.85% ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05% ＜保証料率の補助＞ 0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)に相当する額を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。 (参考) 申込人の保証料負担 保証料率 年0.2%	
融資期間 (※5)	10年以内(据置5年以内)	
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	

借入申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和3年4月1日現在

【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※2 融資限度額は、セーフティネット保証第4号、5号および危機関連保証分等を含め、本資金（コロナ新規枠）ならびに（コロナ借換枠）併せて4,000万円とします。また、上記の融資限度額のほか、セーフティネット資金全体（コロナ新規枠、コロナ借換枠、新規枠および借換枠）として新規枠8,000万円、借換枠2億円を融資限度額とします。

※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。

※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

滋賀県事業継続支援金について

【商工観光労働部】

概要

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、売上が減少した事業者に対し、支援金を給付する。

支給額

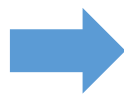
中小企業等 20万円
個人事業主 10万円

	【第1期】	【第2期】	【第3期】	【第4期】
支給要件	2021年4～6月のいずれかの月の売上が50%以上減	2021年7または8月のいずれかの月の売上が50%以上減 または 2021年7と8月の売上の合計が30%以上減	2021年9または10月のいずれかの月の売上が50%以上減 または 2021年9と10月の売上の合計が30%以上減	2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上が30%以上減 ※国の事業復活支援金受給者のみ対象（みなし法人以外）
予算額	11.5億円（7,000件支給見込） 6月議会（6/24）	15.4億円（10,000件支給見込） 8月議会（8/6）	15.2億円（10,000件支給見込） 8月議（8/25）	25.25億円（17,000件支給見込） 2月議会（2/14）
追加予算	14.14億円（9,800件支給見込） 11月議会（11/29）	15.0億円（10,250件支給見込） 11月議会（11/29）	17.8億円（12,300件支給見込） 11月議会（11/29）	35.99億円（25,000件支給見込） ↓ 30.624億円（21,010件支給） R4.7月議会(7/21) R4.11月議会(12/21)
申請状況等	【申請受付期間】 8月4日～9月30日 ・給付決定は9,660件	【申請受付期間】 9月29日～10月29日 ・給付決定は10,044件	【申請受付期間】 11月1日～11月30日 ・給付決定は10,491件	【申請受付期間】 3月16日～8月1日 ・給付決定は21,010件
給付額	1,298 百万円	1,335 百万円	1,392 百万円	2,896 百万円 (繰越:2,380百万円+現年:516百万円)
委託料	100 百万円	114 百万円	105 百万円	167 百万円 (繰越:145百万円+現年:22百万円)

【第1期～第4期合計】 給付額計:6,920百万円、委託料計:486百万円
※上記表の給付額と完全には一致しない。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用対策の推進について

(令和2年5月8日 総合経済・雇用対策本部)
雇用対策の基本方針
雇用を「守る」「つなぐ」「創る」



(令和3年度)雇用を「守る」「つなぐ」「創る」取組の継続
①厳しい雇用情勢に対応する緊急雇用対策の継続・推進
②コロナ禍を踏まえた労働・雇用対策の推進

雇用情勢

《有効求人倍率》 受理地別 (H30 1.35~1.40倍) (令和2年度) 4月1.07倍 ⇒ 8月0.80倍 ⇒ 3月0.90倍 (令和3年度) 4月0.91倍 ⇒ 12月0.97倍
就業地別 (H30 1.68~1.74倍) (令和2年度) 4月1.34倍 ⇒ 12月0.96倍 ⇒ 3月1.07倍 (令和3年度) 4月1.13倍 ⇒ 11月1.13倍
コロナ影響の解雇見込者数 R2.5/29:222人 ⇒ 8/28:402人 ⇒ R3.3/26:721人 ⇒ 4/23:759人 ⇒ 7/30:867人 ⇒ 10/29:874人 ⇒ R4.2/4:914人
コロナ影響の離職者(労働局) (令和2年度) 2,592人 / 男性1,224人(正規:535人、非正規689人) 女性:1,368人(正規:269人 非正規:1,099人)
労働力調査(モデル推計値)
就業者 (令和2年度) (4-6月)776千人 ⇒ (1-3月)737千人(△39千人) (令和3年度) (4-6月)749千人(+12千人) (7-9月)758千人(+9千人)
完全失業者 (令和2年度) (4-6月)17千人 ⇒ (1-3月)21千人(+4千人) (令和3年度) (4-6月)19千人(△2千人) (7-9月)18千人(+1千人)
完全失業率 (令和2年度) (4-6月)2.1% ⇒ (1-3月)2.8% (0.7%ポイント) (令和3年度) (4-6月)2.5% (△0.3%ポイント) (7-9月)2.3% (△0.2%ポイント)
非労働力人口 (令和2年度) (4-6月)424千人 ⇒ (1-3月)461千人(+37千人) (令和3年度) (4-6月)452千人(△9千人) (7-9月)442千人(△10千人)



令和2年度

予算額 534,028千円

雇用調整助成金申請サポートセンターの設置

期間 R2.6.1~R3.3.31
実績 電話相談330件
訪問支援45件

守る

県が設置する就職支援窓口での支援

つなぐ

・しがジョブパーク
利用者13,550人(93%) 就職者1,968人(93%)
キャリアカウンセリングコーナー利用者 2,305人(190%)
・シニアジョブステーション滋賀
利用者5,974人(101%) 就職者441人(89%)
・滋賀マザーズジョブステーション
利用者5,673人(94%) 就職者888人(90%)

合同企業説明会・就職面接会の開催

つなぐ

・WEB合同企業説明会
(学生向け)
R2.5.26~28 30社 延べ724人参加
(一般向け)
R2.7.22~23 35社 延べ195人参加
・合同企業説明会
計150社 延べ565人参加
・就職面接会
R2.9.28~30/10.5~7
計105社 延べ505人参加

緊急雇用創出事業

創る

計画 31事業 雇用創出191人
実績 30事業 雇用創出158人

離職者早期再就職支援事業助成金

創る

延べ173社に助成 雇用創出209人
(計画200人)

令和3年度

予算額 (当初) 1,195,105千円
(補正) 15,285千円

①厳しい雇用情勢に対応する緊急雇用対策

県が設置する就職支援窓口での支援

つなぐ

・しがジョブパーク (1月末)
利用者12,777人(124%) 就職者1,591人(132%)
キャリアカウンセリングコーナー利用者 1,743人(101%)
・シニアジョブステーション滋賀 (1月末)
利用者4,783人(101%) 就職者297人(92%)
・滋賀マザーズジョブステーション (12月末)
利用者3,969人(98.3%) 就職者619人(110.5%)



緊急雇用創出事業

創る

計画 25事業 雇用創出196人
実績 25事業 雇用創出171人 (R4.1.24時点)

離職者早期再就職支援事業助成金

創る

延べ278社 雇用創出351人 (2月3日時点)
(計画500人)

離職者雇用型職業訓練推進事業

つなぐ

創る

第1回(7月開講)応募者122名、入校60名、修了52名、中退者8名(うち中退就職者数8名)、受け入れ企業43社、就職者43名、就職率90%(非正規込み)
第2回(11月開講)応募者160名、入校80名、修了66名、中退者14名(うち中退就職者数14名)、受け入れ企業数51社、就職者46名、就職率75%(非正規込み)※R4.2.3時点

離職者等就業支援事業

つなぐ

創る

・私の暮らしにフィットする働き方展
(柔軟な働き方が必要な方の合同企業説明会)
R3.11.2(草津) 参加企業 44社 延べ参加者135人
R3.11.17(彦根) 参加企業 34社 延べ参加者125人

高齢者就業支援事業

守る

・シルバー人材センター連合会への補助

合同企業説明会・就職面接会の開催

つなぐ

・就職面接会
R3.6.30(大学生等) 58社 延べ123人
R3.11.10(高校生) 35社 延べ45人
R4.2.1(大学生等) 27社 延べ62人
・合同企業説明会
R3.6月~7月 オンラインミニ合説 計8回16社 参加57人
R3.9.25 業界研究会 10社 延べ23人(AM12人、PM11人)
R4.3.8/18/24(予定:大学生等)

②コロナ禍を踏まえた労働・雇用対策

雇用シェアサポートセンターの開設・運営

守る

つなぐ

・開設 令和3年4月1日
・事業者相談 152件(R4.1末時点)
(うち、産業雇用安定センター同行61件)
・副業希望者相談 32件(R4.1末時点)
・セミナー参加者数 155名(R4.1末時点)
・出向マッチング数 4件5名(R4.1末時点)

業界団体と連携したテレワーク導入支援事業

守る

・補助先 滋賀県中小企業団体中央会
・モデル企業 7社選定



コロナ禍における女性のマッチング支援事業

守る

つなぐ

・応援ウィーク特設WEBサイトの開設
・マッチング就職面接会
6/11彦根 12社 延べ29人
6/25草津 13社 延べ29人



緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
1	滋賀県緊急事態措置コールセンター相談対応事業	☆滋賀県緊急事態措置コールセンターでの相談対応 ・SNS感染拡大防止システムの運用支援補助 ・県内事業者の営業再開やイベント再回答に係る資料整備 ・新型コロナウイルス対応および緊急事態措置に係る国および他府県の情報収集 ・新型コロナウイルス感染症対策本部に係る資料等の整理、活動記録の取りまとめおよび整理 ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議および新型コロナウイルス感染症対策調整会議等の運営支援 ・各部局等への各種照会、取りまとめおよび資料配布	2人	2人
2	外国人県民等の視点を生かした災害時の支援 ～新型コロナウイルス感染拡大にかかる支援を通じて～	外国人県民等の視点を生かした、外国人支援に係る業務。	1人	1人
3	文化活動関係者のための支援相談事業	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者向けに相談窓口を設置する。	1人	1人
4	文化施設におけるネットワーク環境整備事業	ネットワーク環境整備（最先端技術を活用した鑑賞環境）に係る機器の導入後に、適切な運用管理を行う。	1人	1人
5	県立スポーツ施設指導者雇用促進事業	「コロナのつきあい方滋賀プラン」に基づき感染症拡大防止の対策を実施しながら新しい生活様式の定着を図るため、県立スポーツ施設が新しいスポーツの楽しみ方を提案し、生涯に渡って安全にスポーツを楽しむための拠点と位置付けられる施設となるようスポーツ指導員を配置し、スポーツ指導機能の強化を図る。	4人	1人
6	林業緊急雇用対策トライアル事業委託	経験、熟練を要しない、森林の保育作業等を実施することで、失業者を林業で受け入れ、就業へつなげることによって、林業労働者の人材確保を図る。	6人	3人
7	感染予防と県民の不安を解消するための相談窓口運営	1. 相談窓口の相談内容の取りまとめ・資料作成 2. 相談窓口混雑時の体制拡充	1人	1人
j	介護サービス体制強化支援事業	新型コロナウイルス感染症発生の影響により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている介護サービス事業所に対し、離職失業者等を新規雇用した場合の人件費を助成する。	30人	17人
9	障害福祉サービス等体制強化支援事業	新型コロナウイルス感染症発生の影響により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている障害福祉サービス事業所等に対し、離職失業者等を新規雇用した場合の人件費を助成する。	30人	16人

緊急雇用創出事業一覧

整理 番号	事 業 名	事 業 内 容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
10	感染症発生動向調査事業（週報・月報の作成）	感染症に関する情報の収集および公表、発生状況および動向の把握のため、感染症発生動向調査のデータ確認および週報・月報の作成を行う。	1人	0人
11	子ども食堂へのアウトリーチ型支援事業	「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」への物資等提供が増えており、これらの物資を、子ども食堂など子どもの居場所づくり活動をする団体へニーズに応じ迅速に届けられるよう、事務局体制を拡充する。あわせて、物資受入からニーズに応じた配布までの仕組みを作るとともに、アウトリーチ型支援を行う。	1人	1人
12	三方よしスマイルールプロジェクト調査・普及業務委託	新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を受けた子どもたち自身の意見を聞き、この状況下で子どもたちが考え感じている事など実情を把握するとともに子供の目線で新しい生活様式に取り組めるよう啓発を行う。	7人	30人
13	医療機関等への医療用マスク等の優先配布事業	医療機関等へのマスク等の優先配布を行う職員（会計年度任用職員）の新規雇用を行う。 国庫10/10 雇用期間 5か月	3人	1人
14	新型コロナウイルス流行下における妊婦総合対策事業	不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査等のウイルス検査を受けるための費用を補助するにあたり、申請受付、審査、支払い業務を行う。	1人	1人
15	経営相談等支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、商工会議所等経済団体には、中小企業者からの経営相談等が多く寄せられており、業務量が増加していることから、相談体制を確保するため指導員や事務補助職員を増員する。	16人	16人
16	外国人技能実習制度における技能検定に係る事務	技能実習制度における技能検定にかかる事務処理	2人	2人
17	女性活躍の見える化事業	滋賀県女性活躍推進企業のPRに伴う事務処理（HP修正、聞き取り調査等）	1人	1人
18	買いたくなる「近江の地酒」を醸造する蔵元へ再起支援事業	「近江の地酒」の消費回復を図るためには、他府県に負けない「近江の地酒」の本当の良さを多くの人に知ってもらい、その地名度を高めることが最重要課題である。 味認識装置を早期に導入。そのオペレーターを雇用し、短期間のうちに「近江の地酒」および「県内外の地酒」に関する味覚データを収集・分析、技術情報を移転（提供）する。 県内醸造所はこれをプレゼン資料に発展させ「近江の地酒」をPRする。	1人	1人
19	VR・ARに対応した3D技術による信楽焼地場産業支援事業	新型コロナウイルスの影響による直接対面販売の自粛と観光客の減少している中、今後ネット通販では、ますますVR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用したバーチャルショップやなどへの展開が予想される。そこで3Dスキャナーや360度カメラ等により製品や店舗内風景のインターネットに対応した3Dデータの作成を行い信楽焼をはじめとする県内の地場産業に対して技術相談や研究会事業を通じて信楽焼をはじめとする県内の地場産業に対して技術支援を行う。	1人	1人

緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
20	しがの農業緊急雇用促進事業	滋賀県農林水産業への就業促進のためのPR動画を作成するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による失業者と農業法人等のマッチングや農業大学校での事前研修、農業法人等への就職就農支援を実施する。	12人	7人
21	しがの漁業担い手確保事業	就業を最終目的とした、琵琶湖漁業を知る体験研修および漁業現場で活動するために必要な漁労技術を学ぶ中期実地研修の実施（既存事業を拡充。）。	2人	1人
22	特殊車両通行許可制度の審査システム登録データ作成事業	車両制限令の限度を超える特殊な車両の通行許可審査にかかるシステムに情報を入力することで、審査を自動化でき、テレワークやローテーション勤務の体制下でも処理が可能。	1人	2人
23	県立学校ICT環境整備事業	学校現場の教育ICT化に向けた、ハード、ソフト、人材面の整備を行うとともに、国や他自治体の情報収集と事業に付随する経理事務も行う。	1人	1人
24	教職員人事記録整理事務	教職員の履歴等の人事記録の教職員人事管理システム入力業務を行う。	3人	3人
25	県立高校就職支援事業	高校生の就職活動の支援および教員の負担軽減を目的とした「就職支援員」を高等学校へ配置する。	28人	12人
26	子どもの「学ぶ力」向上サポート事業	小中学校国語の全国学力・学習状況調査問題の分析を実施し、小中学校国語の「読み解く力」対応プリントを作成することで、子どもたちの「学ぶ力」向上を図る。	5人	5人
27	近江デジタル歴史街道事業	絵図・和書などの貴重資料をデジタル化し、HP上に公開することで、県民誰もがインターネットを通じて利用できるようにする。	2人	2人
28	体力アップ・元気アップサポート事業	幼児・児童・生徒だけでなく、家族での取組をはじめ、少人数で取り組める運動について、動画（月2本）と教材・学習カードを作成し、今後の授業や家庭での取組に活用して、啓発を図る。	6人	7人
29	しっかり朝食応援プロジェクト	朝食レシピコンクールの実施等によるレシピ集や簡単朝メニューの動画を作成し、児童・生徒の朝食摂取を促すとともに、地場製品の消費について家庭への啓発を図る	5人	6人
30	犯罪等抑止対策支援活動業務委託事業	各種犯罪等を防止するためにパトロール活動や広報啓発活動等の犯罪等抑止活動を委託するもの	10人	10人
31	運転免許センター来庁車両等整理等委託事業	各種運転免許業務の休止後の再開に際し、来庁者の増加が見込まれ、十分な駐車スペースが確保できないため、交通誘導員による案内等を行って混雑緩和を図るもの	6人	5人

緊急雇用創出事業一覧

整理 番号	事 業 名	事 業 内 容	予定雇用者数	雇用実績人数 (3月31日確定)
合 計			191人	158人
		1 委託事業による雇用者数計	55人	72人
		2 補助事業による雇用者数計	89人	57人
		3 直接実施による雇用者数計	47人	29人

令和３年度緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (３月31日現在)
1	新型コロナ対策相談コールセンター事業	・滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターでの相談対応、相談内容の集計 ・SNS感染拡大防止システム（もしサポ滋賀）の運用支援補助 ・新型コロナウイルス感染症への対応等に係る国および他府県の情報収集 ・新型コロナウイルス感染症対策本部に係る資料等の整理、活動記録の取りまとめおよび整理 ・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議および新型コロナウイルス感染症対策会議の運営支援、会議録作成および整理	2	2
2	多文化共生推進事業（会計年度任用職員）	・中国語による新型コロナウイルス感染症等に関する情報提供 ・WEB上における中国との交流に係る通訳、文書作成 ・滋賀県国際協会との連携（しが外国人相談センター対応補助等）	1	1
3	部分休業等の一部の勤務時間を勤務しない子育て支援制度の推進	一部の勤務時間を勤務しない子育て支援制度は、「部分休業、子育て支援時間休暇、育児時間休暇」の3制度で構成される。従来配置していなかった当該3制度を取得する職員の代替職員（6名）を緊急雇用として配置する。	6	6
4	近代美術館感染症対策業務	感染症の拡大・クラスターの発生防止のために、近代美術館来場者に対して検温や手指消毒等の案内・確認、備品の消毒を行う。	2	3
5	びわ湖ホール映像配信創出事業	びわ湖ホールにおいて「ライブ映像配信」および「アーカイブ映像配信」の有料化を行い、コロナ禍における新たな収益の柱として確立していくために、舞台芸術講演のライブ配信等の編集作業やネットワーク環境を駆使した演出等を行う。	1	1

令和３年度緊急雇用創出事業一覧

整理番号	事業名	事業内容	予定雇用者数	雇用実績人数 (３月31日現在)
6	展示運営補助業務委託 (新型コロナウイルス感染症対策)	琵琶湖博物館の新型コロナウイルス感染症対策として事前予約システムの運用および館内が密にならないよう館内誘導を行う。	6	6
7	来館者予約対応および人員整理業務委託 (新型コロナウイルス感染症対策)	新型コロナウイルス感染症対策のために、多数の来館者で混雑をきたしている土日祝日等にかかる来館者の誘導および列の整理を行う。	2	2
8	資料整備活用促進業務委託	令和３年10月末時点の集積した資料約136万点のうち登録数は約64万点(約47%)であり、整理登録作業を進め、誰もが、どこでも、いつでも利用出来るように、資料のデータベースの充実および電子図鑑の作成を行う。	9	12
9	外来生物調査隊「エイリアン・ウォッチャー」事業	生態系に影響を及ぼす外来生物の生息・生育状況調査および防除作業を実施する。	12	16
10	自然公園区域図の電子化および更新事業	新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、自然公園区域の縦覧図面を電子化し、ホームページでの縦覧を行うとともに、県庁自然環境保全課及び各環境事務所で縦覧する図面を更新する。	2	2
11	医療機関等への医療用マスク等の優先配布事業	感染症対策室において、会見年度任用職員を雇用し、医療機関等に物資(マスクやフェイスシールド等)を配布するための梱包・配送、調達する物資の納品業務および備蓄している物資の在庫管理等を行う。	2	2
12	新型コロナウイルス流行下における妊婦総合対策事業	不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査等のウイルス検査を受けるための費用を補助するにあたり、申請受付、審査、支払い業務を行う。	1	1
13	介護ジョブトレーニング事業	介護分野の人材確保・育成を図るために離職失業者等を新規雇用し、働きながら介護職員としての基礎研修を受講させるとともに、OJTによる訓練を行う。	30	20

令和３年度緊急雇用創出事業一覧

整理 番号	事 業 名	事 業 内 容	予定雇用者数	雇用実績人数 (３月31日現在)
14	障害福祉ジョブトレーニング事業	障害福祉分野の人材確保・育成を図るために離職失業者等を新規雇用し、働きながら支援職員としての基礎的な研修を受講させるとともに、ＯＪＴによる実地研修を行う。	20	11
15	支援策周知事業	コロナ禍での緊急経済対策は、支援を必要とされる事業者の緊急度が高く、補助事業等の応募締め切りスケジュールも短いことから、今まで以上に随時・即時かつ一斉に情報を届ける必要性が高い。 そこで、電子メール・各種ＳＮＳを活用した、事業者への徹底した施策周知を図り事業者の体質強化を実現するため、商工会・商工会議所および中小企業団体中央会の周知業務への補助を実施する。	32	32
16	外国人技能実習生技能検定実施事業	入出国制限の緩和に伴い、在留資格延長が必要な外国人技能実習生の受検申請の急増に対応するため、技能検定の事務処理を行う。	1	1
17	しがの農業緊急雇用促進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大による失業者と農業法人等のマッチングや失業者等雇用した農業法人に助成を行う。	19	9
18	水害に強い地域づくり事業	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、複数回に分けて開催する出前講座の運営（説明）、資料作成、広報資料の更新等	1	1
19	うるおいのある水辺空間を活用した新しい生活様式実践事業	コロナ禍の中で三密になりにくい環境が求められている中、ダムの魅力発信に寄与するHPやダムカードの作成、イベントの企画を行う。 また三密を避けた空間で行うビオトープを利用した自然観察会や河川敷にて羊の放牧による除草の実施、河道内の樹木を伐採後薪炭として利用するなど河川事業への理解を促進するイベントを実施する。	2	2
20	琵琶湖や河川における管理業務の強化	新型コロナウイルスの影響から三密を避ける目的で河川敷地のレジャー利用者が急増しているため、河川敷地における不法行為（不法投棄、不法占用）の監視（パトロール）、不法行為者の追跡および現状復旧指導、現場における啓発・進入制限措置等を行う、河川管理指導を業務とする職員を増員する。	1	1

令和３年度緊急雇用創出事業一覧

整理 番号	事 業 名	事 業 内 容	予定雇用者数	雇用実績人数 (３月31日現在)
21	一級河川等における不法占用等対策事業	琵琶湖をはじめとする一級河川においてレジャー等に利用する人が増加しているため、一級河川等の適切な維持管理のため、不法占用指導や不法投棄対策等を行う。	1	1
22	教職員人事記録整理等事務	教職員(正規教職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員)の履歴事項等の人事記録を教職員人事管理システムに入力、確認等を行う。	3	3
23	県立高校就職支援事業	求人開拓(企業訪問)や生徒への就職相談、面接指導、進路に係る事務業務等を行う就職支援員を支援を希望する28校に配置する。	28	25
24	近江デジタル歴史街道事業	古文書・和書などの貴重資料をデジタル化し、ＨＰ上に公開することで、図書館サービスの多様化を図るとともに、県民誰もがインターネットを通じて利用できるようにする。	2	3
25	犯罪等抑止対策支援活動委託事業	新型コロナウイルスに便乗した犯罪の発生が予想されることから、県内全域に対し青色パトロール車による犯罪被害防止のための広報啓発活動や、特殊詐欺の予兆電話発生地域に対する重点パトロール等を実施し、安全安心な社会づくりに寄与する。	10	12
合 計			196	175
		1 直雇計	50	48
		2 委託計	95	86
		3 補助計	51	41



外に出なくても大丈夫！ノースーツで気軽に就活！



しがジョブ LIVE!

偶然の出会いを楽しむ「生配信」合同企業説明会

新型コロナウイルスにより合同企業説明会がどんどん中止になる中、滋賀県ではオンラインで合同企業説明会を開催することにしました。
「ふらっと行ったブースの企業がすごくよかった!」という、企業との「偶然の出会い」をオンラインでも体験できる仕組みをご用意。ノースーツで自宅から参加OK！
お気軽にご参加ください。



JOIN



5/26(火)・27(水)・28(木)

公式サイト shiga-job.live ※当日のスケジュールは公式サイトをご確認ください。

自宅から
滋賀県の企業と
生配信で繋がれる！

スマホやPCがあれば、自宅から参加できるのがオンラインの特徴！生配信だからこそ、気になること、知りたいことがあれば音声やチャットを使って、その場で質問をすることもできます。

偶然の出会いを
楽しむ30秒
マッチングテスト！

どの企業に参加するか迷った人は、マッチングテストをやってみよう！「犬派or猫派?」「スポーツは観るorやる?」など簡単な2択の質問に答えると、相性の良い企業担当者ブースをご案内します。

推しポイント
カルタで魅力的な
企業を発見！

企業担当者さんから「ひとつだけいうならコレ!」という企業の魅力を聞いて、カルタにしてみました！直感で訪問(視聴)ブースを選んでも、企業名や業界とはまた違った、企業の魅力が知れるかも？

キャリア
生相談ブースで
就活の悩みを相談！

就活の悩みを1対1で相談できるオンライン相談ブースも常設！国家資格を持つキャリアコンサルタントが、自己分析や業界研究など就活の困りごと・悩みにお答えします。

参加
方法

1

スマホまたはPCで
公式サイトへアクセス。
shiga-job.live

>

2

前日までに参加登録。
(※事前登録必須)

>

3

当日、自宅から生配信視聴。
質問も大歓迎です。

★ 参加無料

対象者: 大学生・大学院生・短大生・専門学校生・高専生・既卒者・一般求職者 ※学生は全学年対象とする。



母なる湖・琵琶湖。
—— あずかっているのは、滋賀県です。

主催: 滋賀県 (運営受託: 株式会社いろあわせ) 問い合わせ先: live@iroawase.co.jp



知らなかった魅力ある企業と、WEBで繋がる!

しがジョブ LIVE! career

適職が見つかるWEB就職相談会

好評につき第2弾開催! 今回は、一般求職者の方向けに、**オンライン**で就職相談会を開催します。
ノースーツで自宅からも参加OK! 新型コロナウイルスにより雇用不安を感じている一般求職者の方や、就職氷河期世代の方、ぜひご参加ください!

7/22(水)・23(木・祝)

※当日のスケジュールは公式サイトをご確認ください。

公式サイト

career.shiga-job.live

しがジョブLIVE!とは?

滋賀県の企業と求職者の皆さんをつなぐオンラインイベント。

5月に開催した第1弾では、「今まで知らなかった企業との出会いがあった!」「遠方の自宅からでも気軽に参加できた!」などの感想をいただきました。今回は「適職が見つかる」場として、リサーチ機能やマッチングテストなどのコンテンツをご用意しています!

滋賀県の企業と生配信で繋がる!

自宅から気軽に参加できるのがオンラインの魅力。
生配信なので、その場で気になること・知りたいことを音声やチャットで質問することができます。

業種・働き方で企業をリサーチ!

参加企業を「業種」「募集職種」「エリア」「働きやすさ」で絞り込み検索が可能!
求めている要件にあう仕事を探すことができます。

質問に答えるだけ! マッチングテスト

簡単な2択の質問に答えるだけで、希望する働きかたに近い企業をご案内します。

プロに相談! キャリア相談ブース

国家資格を持つキャリアコンサルタントによる、1対1の個別相談ブースをご用意。
就職・転職の悩みを相談することができます。

参加方法

1

スマホまたはPCで公式サイトへアクセス。
career.shiga-job.live

>

2

前日までに参加登録。
(※事前登録必須)

>

3

当日、自宅から生配信視聴。
質問も大歓迎です。

★ 参加無料

対象者: 一般求職者/既卒者

※一般求職者向けのイベントですが、学生(大学生、短大生、大学院生、高専生、専門学校生)の方も視聴可能です。



母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。

主催: 滋賀県(運営受託: 株式会社いろあわせ) 問い合わせ先: live@iroawase.co.jp

参加者の皆さんに聞きました

しがジョブLIVE! のここがイイ!



知らない企業とたくさん出会えて、
今まで考えていなかった業界を見る
きっかけにもなりました。



気楽に人事の方とお話をして、
親身なアドバイスを頂きました!



質問がしやすい雰囲気が
とても良かったです。



遠方からでも、
家で気軽に参加できる!



リラックスして本音を語れた。



キャリア生相談ブースで、
困り事が解決できました!

しがジョブLIVE! の楽しみ方

1 まずは事前登録!

「しがジョブLIVE! career」には、事前登録が必須。
まずは、サイトから登録をしましょう!

当日は、登録したメールアドレスとパスワードを入れてログインすると、参加企業のブースを視聴することができます。
後日、訪問企業や気になる企業から、採用情報をお届けします。

2 参加企業情報をチェック

こだわりの技術を持っていたり、業界のシェアを持っていたりと、魅力のある滋賀の企業が大集合。

詳しい情報が載った各社の紹介ページや、リサーチ機能を使って、当日までにどの企業の話を聞か、チェックしてみてください!

3 当日は自宅から参加しよう

当日は、オープニングセッションからスタート。参加方法や注意事項など、ご説明します。

その後は、各企業ブースをクリックして、それぞれの説明会に参加しましょう!

企業説明は1ブース30分。1日目と2日目で参加企業も変わるので、ぜひ2日間ともご参加ください!

4 しがジョブLIVE!を満喫

自分に適した仕事に出会えるよう、さまざまな仕組みをご用意しています!

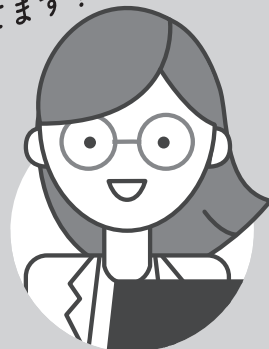
2択の質問に答えるだけで、相性のいい企業・募集職種をご案内する「30秒マッチングテスト」や、国家資格を持つキャリアコンサルタントによる「キャリア生相談ブース」も。ぜひご利用ください!

5 各社の選考に参加しよう

企業によって、次のステップは様々。
そのまま面接に進むこともあれば、より詳しい会社説明会や、工場見学会を行う企業もあります。

各社の説明を聞いたら、次のステップを確認して、積極的に参加してみてください!

皆様のご参加
お待ちしております!



滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。

対象労働者の雇用
1人につき
(1事業主につき、5人まで)

60万円

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

助成金の交付を受けることができる者は、次のア～エのいずれにも該当し、a～hのいずれにも該当しないもの

中小企業者の範囲

※(A) または (B) の要件を満たす企業

業種	資本または 出資額 (A)	常時使用する 労働者 (B)
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

区 分	要 件	確認欄
交付対象要件 ※いずれにも該当 すること	ア 事業を営む者（法人の場合、大企業を除く。個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。）であって、県内に事業所を有している事業主（県内に事業所を有する中小企業者、個人事業主、その他法人）	
	イ 対象労働者を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和2年9月15日から同年12月15日までの間 ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと	
	ウ 公共職業安定所（ハローワーク）に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主	
	エ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む）を、支払期日までに支払っている事業主	
対象外要件 ※いずれにも該当 しないこと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主	
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主	
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資金的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主	
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）である事業主	
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている事業主	
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主	
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと思われる事業主	
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主	

※助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件は、裏面をご確認ください。

《申請・問合せ先》 ※感染症の感染拡大防止のため、各種書類は郵送での提出にご協力ください。

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

・電 話：077-528-3767

・メー ル：fe0004@pref.shiga.lg.jp

〔問合せは、9時から17時まで〕（土日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

＜助成金の交付対象となる雇用労働者＞

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		確認欄
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者 ※会社都合退職（解雇、雇止め）、自己都合退職は問いません。	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	(ア) 以外の者で、令和2年9月14日時点において就職していない者のうち、同年4月16日から同年9月14日までの間に次のいずれかに該当したもの ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※4月1日採用の方が内定取り消しされた方など、離職者等に該当しない方でも就職に向けた活動を行っている方は対象となります。	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

＜助成金の申請から交付までの流れ＞

①令和2年9月15日から同年12月15日までの間に
県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
※雇用日が、令和2年9月15日～同年10月9日の場合は、令和2年10月10日～同年11月9日に提出
●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）

県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過
（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内または令和3年3月20日のいずれか早い日までに提出してください。
●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付

④「助成金交付請求書」を県へ提出（郵送）

⑤県から「助成金」を交付（振込）

【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に未納がないことを証する書類
- ✓法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部証明書（個人は、開業届の写し）
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第4号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第9号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第10号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者(正社員)として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

対象労働者の雇用
1人につき
(1事業主につき、5人まで)
60万円

《助成の対象となる雇用日》

令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(日)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区 分	要 件	中小企業者の範囲 ※(A)または(B)の要件を満たす企業
交付対象要件 ※いずれにも 該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主(県内に事業所を有しているものに限る。) ・中小企業者(個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。) ・会社以外の法人(社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など) ・人格のない社団等(平成30年3月31日以前に設立された団体)	業種 資本または出資額(A) 常時使用する労働者(B)
	イ 対象労働者(裏面参照)を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年4月1日から同年6月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者(直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤(所定労働時間が週30時間以上のもの)の者であって、県内の事業所に勤務するもの)として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと	小売業 5,000万円以下 50人以下 サービス業 5,000万円以下 100人以下 卸売業 1億円以下 100人以下 その他の業種 3億円以下 300人以下
	ウ 公共職業安定所(ハローワーク)に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主	
	エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主(適用事業所でない事業主を除く。)	
	オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金(時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。)を、支払期日までに支払っている事業主	
対象外要件 ※いずれにも 該当しない こと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主	
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主	
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主	
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族(配偶者または3親等内の血族もしくは姻族)である事業主	
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度(助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。)の適用を受けている事業主	
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主	
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主	
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主	
	【過去にこの事業(令和2年度事業を含む。)を利用している場合】 I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇(勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。)をしたもの	

《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
・電話: 077-528-3767
・メール: fe0004@pref.shiga.lg.jp

[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点(代表の方法、総会の運営、財産の管理等)が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

＜助成金の交付対象となる雇用労働者＞

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 ✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者 ✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者 ✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者 ✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当したもの ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

＜助成金の申請から交付までの流れ＞

①令和3年4月1日から同年6月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）

- ・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
- 県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）



県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）

- ・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内に提出してください。
- 県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付



④県から「助成金」を交付（振込）

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■交付決定の取消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者(正社員)として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。
(令和2年度事業から、一部要件を変更していますので、御注意ください。)

1次募集(令和3年4月～6月雇用)についても、7月29日(木)まで受け付けていますので、雇用日から起算して30日以内に申請してください。

《助成の対象となる雇用日》 *2次募集*

令和3年7月1日(木)～令和3年9月30日(木)

※交付申請書は、雇用日から起算して30日以内に提出してください。

対象労働者の雇用1人につき
(1事業主につき、令和3年度中に5人まで)

60万円

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

区 分	要 件	中小企業者の範囲 ※（A）または（B）の要件を満たす企業		
交付対象要件 ※いずれにも 該当すること	ア 事業を営むものであって、次のいずれかに該当する事業主（県内に事業所を有しているものに限る。） ・中小企業者（個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。） ・会社以外の法人（社会福祉法人、一般社団法人、医療法人など） ・人格のない社団等（平成30年3月31日以前に設立された団体）	業種	資本または出資額 （A）	常時使用する 労働者（B）
		小売業	5,000万円以下	50人以下
		サービス業	5,000万円以下	100人以下
		卸売業	1億円以下	100人以下
		その他の業種	3億円以下	300人以下
	イ 対象労働者（裏面参照）を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和3年7月1日から同年9月30日までの間であること ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤（所定労働時間が週30時間以上のもの）の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと			
	ウ 公共職業安定所（ハローワーク）に、雇用保険被保険者資格取得届を提出し、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主			
	エ 雇用した労働者の資格の取得に関し、健康保険および厚生年金保険の届出を行った事業主（適用事業所でない事業主を除く。）			
	オ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。）を、支払期日までに支払っている事業主			
対象外要件 ※いずれにも 該当しない こと	a 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主			
	b 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主			
	c 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資金的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主			
	d 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）である事業主			
	e 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている事業主			
	f 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主			
	g 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主			
	h 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主			
	【過去にこの事業（令和2年度事業を含む。）を利用している場合】			
	I この事業により雇用した労働者を事業主都合による解雇（勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。）をした事業主			

《申請・問合せ先》

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
・電話：077-528-3767
・メール：fe0004@pref.shiga.lg.jp
[問合せは、9時から17時まで]

(土日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。)

※郵送の際は、必要に応じて受領の記録が残る方法で送付ください。

《人格のない社団等》

団体としての組織を備え、多数決の原則があり、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、組織として主要な点(代表の方法、総会の運営、財産の管理等)が確定しているもので、代表者または管理人が設置されているもの

※助成金の交付対象となる県内正規雇用労働者の要件は、裏面をご確認ください。

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

＜助成金の交付対象となる雇用労働者＞

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①の対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件を満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者で、次のいずれかに該当する者 ✓感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者 ✓感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者 ✓感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取消された者 ✓その他感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	令和2年4月16日から令和3年6月30日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当した者 ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※新卒者は対象外	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

【交付申請時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書（労働条件の同意が分かる労働者の署名のある労働条件通知書）の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（法人）履歴事項全部（現在）証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ✓（個人）税務署に届け出た開業届の写しと申請者の身分証明書
- ✓（団体）設置規約、過去3年間の事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算および代表者の身分証明書
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第5号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ✓過去にこの事業を利用している場合は、その時に雇用した労働者の現在の勤務実態が分かるもの

＜助成金の申請から交付までの流れ＞

①令和3年7月1日から同年9月30日までの間に県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）



県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月经過（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して3か月经過した日以後30日以内に提出してください。
●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付



④県から「助成金」を交付（振込）

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第10号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、勤務日数が分かる賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県＞県民の方＞しごと・産業・観光＞しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/319006.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索

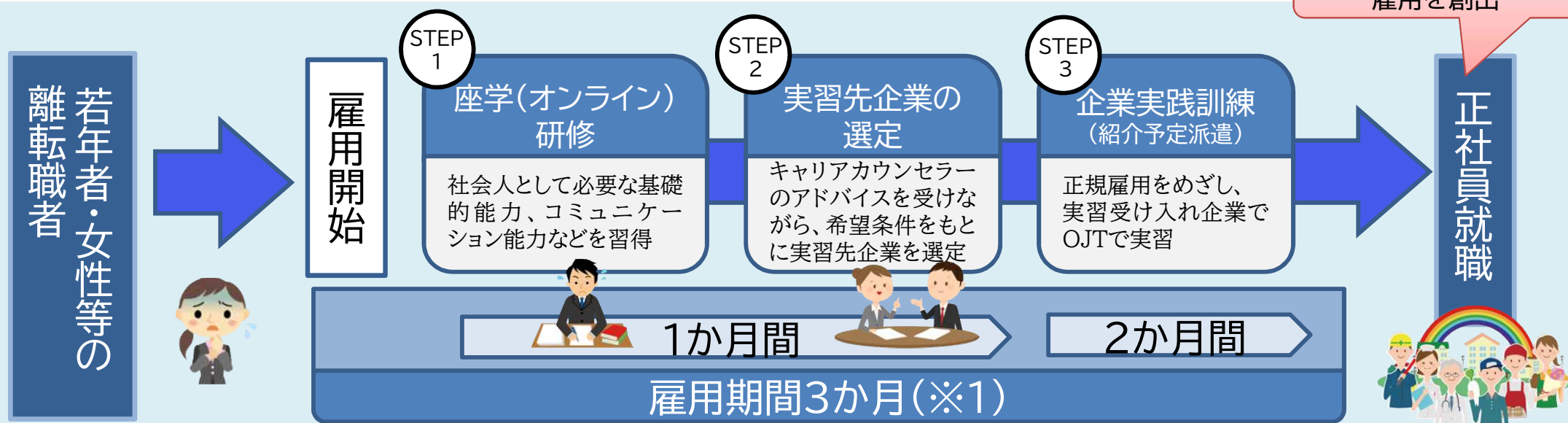
離職者雇用型職業訓練推進事業

商工観光労働部労働雇用政策課
予算額:146,000千円

事業概要

新型コロナウイルスの影響を受け、解雇・雇い止め等の理由により離職した者を一定期間雇用し、研修と派遣制度を活用した企業実習を組み合わせた雇用型職業訓練を実施するとともに、訓練終了後の実習先での正規雇用を支援する業務を委託する。

120名(60名×2回)の雇用を創出



※1 業務委託をする有料職業紹介事業および一般労働者派遣事業の許可を受けている(株)スタッフサービスで雇用

コース	対象	定員	人材育成／就職支援研修の主な内容	備考
キャリアチャレンジコース	社会経験のある者	25名×2回	自己分析、意識改革、自主的なスキルアップ等	
キャリアアップコース	社会経験のないまたは少ない者	25名×2回	社会人としての自覚、ビジネスマナー等	
時間フレキシブルコース	子育てや介護のため、時間的な制約がある者	10名×2回	課題の受け止め、キャリア形成、仕事の進め方等	託児サービス枠を設定(※2)

企業実習

実習先は製造業、小売業、福祉、農業を始めとする人手不足の中小企業等受講者の希望と受け入れ企業との丁寧なマッチングを図り、実習後の安定した雇用につなげる。

※2 就学前の児童を保育する必要がある、職業訓練の受講が困難な女性向けに定員の半数(5名)の託児枠を設定
託児サービス利用の経費を負担し、受講しやすい環境を提供(受講者の居住地や訓練施設周辺等の一時預かり事業のある保育所や認可外保育施設等の託児サービスの利用を想定)



コロナに負けるな!



お仕事探し

応援ウィーク

コロナ禍の厳しい雇用環境の中、就職活動を行う求職者を対象に
その就職活動を応援するため、特設WEBサイトの公開や合同企業面接会を開催します。

応援ウィーク特設WEBサイト*



マッチング面接会に参加する
企業情報をチェックできます!

応援ウィーク
特設WEBサイトはこちらから

参加企業は順次公開



そのほか



コロナ禍の相談窓口のご案内
など、お仕事探しに役立つ情報も掲載!



お仕事探し応援動画配信



マッチング就職面接会

参加無料

服装自由

無料託児サービスあり
(定員あり、予約優先)

参加企業の詳細は特設WEBサイトでチェック

彦根
会場

6月11日(金)

定員
各40名

	開場	受付終了
①	10:30~12:00	11:30
②	13:00~14:30	14:00

※開場15分前より受付開始

参加事業所
約10社

会場 **ビバシティホール**
(彦根市竹ヶ鼻町43-1 ビバシティ彦根2階)

草津
会場

6月25日(金)

定員
各50名

	開場	受付終了
①	10:30~12:00	11:30
②	13:00~14:30	14:00

※開場15分前より受付開始

参加事業所
約15社

会場 **草津市立市民交流プラザ**
(草津市野路一丁目15番5号 フェリエ南草津5階)

対象者 コロナ禍で就職活動を行う求職者等

持ち物

筆記用具、ハローワークカード(お持ちの方)、
履歴書(会社説明のみをご希望の場合は不要)

相談ブースも設置

詳細は裏面をご確認ください

相談や情報提供を
行います!

- マザーズジョブステーションブース ● 母子家庭等就業・自立支援センターブース
- 介護・福祉人材センターブース ● 職業訓練相談ブース ● 新規就農・雇用就農相談ブース



申込方法▶



面接会への参加は特設WEBサイトから申込可能 事前申込制(当日参加可)

※当日参加は定員を超えますと入場制限をさせていただきます ※特設WEBサイトからの事前申込は開催前日まで
※事前にハローワークの求職者登録をされていると当日の受付がスムーズです

お問い合わせ先

株式会社アイシーエル(委託事業者) Tel:075-708-7886
京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680-1 第八長谷ビル10F



マッチング就職面接会 相談ブース詳細

マザーズジョブステーションブース

- お仕事に関する悩みを専門のキャリアカウンセラーがアドバイス
- 履歴書添削や面接の受け方のアドバイスも受けられます

介護・福祉人材センターブース

- 介護や福祉に関するお仕事探しの相談や各種イベント情報の案内 等

新規就農・雇用就農相談ブース

- 農業に関する求人情報の紹介や就農に関する相談 等

母子家庭等就業・自立支援センターブース

- ひとり親の方の再就職、転職、訓練、講習会など就業に関する相談や情報提供 等

職業訓練相談ブース

- 求職者支援訓練等の公的職業訓練の制度説明や現在募集中のコース情報の案内 等

面接会の前にチェック！

滋賀マザーズジョブステーションの キャリアカウンセラーによる動画セミナー

求人票の見方



履歴書作成・面接のポイント



その他、
お仕事探しに役立つ
動画を多数ご用意！

また、コロナ禍の影響等により抱える不安や悩みの相談窓口も掲載

詳しくは、特設WEBサイトへ



会場案内

彦根会場

ビバシティホール

(彦根市竹ヶ鼻町43-1 ビバシティ彦根2階)
Tel:0749-27-5555



アクセス

JR東海道本線「南彦根駅 東口」下車 徒歩3分
※駐車場あり(無料)

草津会場

草津市立市民交流プラザ

(草津市野路一丁目15番5号 フェリエ南草津5階)
Tel:077-567-2355



アクセス

JR琵琶湖線南草津駅東口 徒歩2分
※駐車場あり(4時間無料)

新型コロナウイルス 感染拡大防止について

マスクの着用および受付での検温にご協力をお願いします。
発熱や咳等の風邪症状のある方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
滋賀県内の感染発生状況によっては実施を見送る場合がございますので、ご了承ください。

保活や再就職に向けたイベントを集中的に実施する「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」は今年の8月末～9月頃に実施を予定しています。(9月内定、翌年4月採用企業の合同面接会等)



企業情報を確認！ 会場で話そう！ 気になる企業に行こう！

気になる企業に行こう！



ブースで見学・面談に
お申し込みOK。
後日、見学に行って
生の声を知ろう！

安心して参加できる！
無料託児



企業さんとたくさん話して

STEP1 公式 LINE を友達登録！(右記 QR)

STEP1 公式 LINE を友達登録！(右記 QR)

STEP2 4つの内容をメッセージで送ろう！

- 继续读OK!



LINE ID▶@596sznlo

© 2005 Blackwell Publishing Ltd, *Journal of Internal Medicine* 258: 101–108

※抽選は賞金 10 名となります。
※メールからもお申し込み可能です。下記まで 10 文字以内の内容を送ってご連絡ください。
(事務局: event@shigajobpark.jp)

厚生労働省のガイドラインを参考に対応いたします。
 各事業所の置けない方は参観をお控えください。
 新型コロナウィルス感染拡大防止のため、
 延期、中止、開催方法の変更、人数制限を行う場合がございます。

厚生労働省のガイドラインを参考に対応いたします。
 各事業所の置けない方は参観をお控えください。
 新型コロナウィルス感染拡大防止のため、
 延期、中止、開催方法の変更、人数制限を行う場合がございます。



主催：滋賀県／運営：しがジョブパーク（運営賛助：株式会社いりあわせ）／協力：合同会社 LDC
お問い合わせ：フィット事業部（TEL：082-3841-0101（営業時間） Mail: event@shinonaka.co.jp）



事業の継続が難しい…

収入減で生活が苦しい…

家賃の支払いが苦しい…

休業中の賃金が支払われない…

新型コロナのお悩み

相談窓口

お電話ください

相談
無料

新型コロナウイルス感染症対策にかかる

各種支援策のワンストップ相談窓口（滋賀県行政書士会） \ コ ロ ナ ゼ ロ /

☎ 077-525-5670

利用時間：9:00～17:00（土日・祝日を除く）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
県民や事業者のみなさまのご相談に、**行政書士**が対応します。
お困りごとがあれば、何でもご相談ください。

ご相談の流れ

電話相談
（無料）

必要に
応じて

訪問支援
（無料）

- 行政書士がご相談をお聞きしながら、国・県・市町の各種補助金、給付金など、さまざまな支援策をご案内します。
- 電話相談では、相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援の調整も行います。
- 支援等の申請手続きの具体的な方法や必要書類・問い合わせ先をアドバイスします。

※ 本事業は支援施策等の案内やアドバイスを行うものであり、書類の作成や申請等の代行を行うものではありません。

各種相談窓口一覧

どこへ相談したらいいかわからない場合は、各種支援策のワンストップ相談窓口 ☎077-525-5670 までお電話ください。

令和2年12月25日現在

受診に関すること (受診・相談センター)	大津市にお住まいの方	077-526-5411	毎日 24時間
	大津市以外にお住まいの方	077-528-3621	毎日 24時間
その他新型コロナウイルス 感染症に関すること (一般電話相談窓口)	大津市にお住まいの方	077-522-7228	平日 9:00～17:00
	大津市以外にお住まいの方	077-528-3637	毎日 8:30～17:15
感染拡大防止に関すること (もしサポ滋賀、イベント開催等)	滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター	077-528-1344	平日 9:00～17:00
人権相談に関すること	新型コロナ人権相談ほっとライン (人権侵害を受けた方専用の相談窓口)	077-523-7700 (電話・FAX)	月・火・水・金 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日を除く)
	(公財)滋賀県人権センター 人権相談室	077-527-3885 (電話・FAX)	月・火・水・金 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝日を除く)
	大津地方方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共通) ※最寄りの法務局または支局に つながります。	平日 8:30～17:15
ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	077-528-3554	平日 8:30～17:15
	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801	平日、第1・3土曜日 9:00～17:00
障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	077-528-3541	平日 8:30～17:15
障害者の皆さんの困りごとに 関すること	県庁 障害福祉課	☎電話 077-521-1175 ☎ファックス 077-528-4853 ✉メール ec0006@pref.shiga.lg.jp	平日 9:00～17:00
こころの悩みに関すること	精神保健福祉センター	077-567-5010	平日 9:00～16:00
眠れない、生きていることがつ らい、しんどいという方の相談	滋賀県自殺予防電話相談	077-566-4326	毎日 9:00～21:00
	滋賀いのちの電話	077-553-7387	金～日 10:00～22:00
子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	077-562-8996	毎日 24時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津・高島)	(局番なし)189	毎日 24時間
子どもや子育ての悩みの相談	滋賀県子ども・子育て応援センター [こころだいやる]	077-524-2030	毎日 9:00～21:00
DVIに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	077-564-7867	毎日 8:30～22:00
	彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	0749-24-3741	平日 8:30～17:15
	県立男女共同参画センター (夫婦・家族、離婚などの悩みを含む)	0748-37-8739	火・水・金～日 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00、17:00～20:30 (月、祝日の翌日等を除く)
妊婦向け相談窓口	子育て・女性健康支援センター ※無症状の分娩前妊婦向けウイルス検査については、 かかりつけ産科医療機関にご相談ください。	077-553-3931	平日 10:00～16:00
消費生活相談に関すること	県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口 国民生活センター	(局番なし)188 または 県消費生活センター 0749-23-0999	県消費生活センター 月～土 9:15～16:00 (祝日を除く)
事業者向け相談窓口	経済産業省 中小企業金融相談窓口	0570-783183	平日・土日祝日 9:00～19:00
	滋賀県よろず支援拠点	077-511-1425	平日 9:00～17:45
労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー	077-522-6648	平日 8:30～17:15
	滋賀県労働相談所	0120-967-164 077-511-1402	平日 10:00～17:00 (12:30～13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	080-1514-0051	平日 8:30～17:15
	滋賀県造林公社(林業労働力確保支援センター) ※林業に関すること	077-522-0307	平日 8:30～17:15
大学生・若者・就職氷河期世代、 シニア、子育て期の女性など、 それぞれの立場に応じた就労相談	しがジョブパーク	077-563-0301	月～土 9:00～17:00 (祝日を除く)
	シニアジョブステーション滋賀	077-521-5421	平日 8:30～17:00 (祝日を除く)
	滋賀マザーズジョブステーション	(近江八幡) 0748-36-1831 (草津駅前) 077-598-1480	(近江八幡) 火～日 9:00～17:00 [月、祝日の翌日等を除く] (草津駅前) 平日 9:00～17:00 [土、日、祝日を除く]
	滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター	0748-37-5088	火～日 9:00～17:00 [月、祝日の翌日等を除く]
がいにこく 外国語での相談	がいにこくじん そうだん しが外国人相談センター	でんわ ☎電話 077-523-5646 ☎ファックス 077-510-0601 ✉メール mimitaro@s-i-a.or.jp	げつ～きんようび 10:00～17:00 月～金曜日 10:00～17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ 語、ベトナム語を含む12言語で対応
県税に関すること (最寄りの県税事務所へ お問い合わせください。)	西部県税事務所 西部県税事務所高島納税課 南部県税事務所 中部県税事務所 中部県税事務所甲賀納税課 東北部県税事務所 東北部県税事務所湖東納税課 自動車税事務所	077-522-9802 0740-25-8012 077-567-5406 0748-22-7707 0748-63-6106 0749-65-6606 0749-27-2206 077-585-7288	平日 8:30～17:15
文化芸術活動に関すること	文化芸術公演支援事業 事務局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団 内)	077-523-7133	9:00～12:00 13:00～17:00 (毎週火曜日を除く)

※年末年始の閉庁日等は電話がつかない場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金 【緊急枠】

緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援および国の一時支援金への上乗せを実施します。

	売上確保支援(補助金)	一時支援金の上乗せ(給付金)
受付期間	令和3年3月下旬から(予定)	令和3年4月上旬から(予定)
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心とした県内中小企業等のみなさま (売上 2019 年または 2020 年同月比 30% 以上減を対象)	一時支援金(国)を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費 (令和3年1月1日(金)以降の取組が対象)	—
補助限度額	50万円 ※補助金申請下限額は20万円	・ 10 万円(一次支援金(国)を受給) ・ 20 万円(一次支援金(国)の受給に加え、家賃(月額)30 万円以上支払い(家賃支援給付金(国)で確認)
補助率	9/10以内	10/10
例えばこんな取組に使えます	◆ テイクアウトやデリバリーを始めるに際して必要な経費 ・ テイクアウト用購入備品費 ・ 配達用のバイク ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費 ・ EC サイト出展に際して必要な経費 ◆ 新商品開発に向けた、商品パッケージやロゴのデザイン経費 ◆ 事業について、PR するためのチラシやDM、SNS の広告経費 ◆ 対面での感染症対策に資する経費	—

※ 記載内容は現在検討中のもので、詳細については、予算成立後ホームページ等でご案内します。

<お問い合わせ先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係

〒520-8577 大津市京町4-1-1(県庁東館3階)、TEL: 077-528-3723

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】 第2期

緊急事態宣言の再発令等により影響を受けた県内中小企業等を対象として、売上確保のために行う緊急的な取組に必要な経費の支援(A)および国の一時支援金(B)への上乗せを実施しているところですが、A:売上確保支援(補助金)を第2期として、新たに申請受付を行います。

	A：売上確保支援（補助金）第2期	B：国の一時支援金への上乗せ（給付金）
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年5月1日(土)～5月31日(月)まで (2) 郵送申請 令和3年5月1日(土)～5月24日(月)まで(消印有効)	令和3年4月5日(月)から9月下旬まで (※) 国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言の再発令等により影響を受けた県内中小企業等のみなさま (※)詳細は裏面に掲載 (売上 2019 年または 2020 年同月比 30%以上減を対象)	一時支援金(国)を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費 (※)詳細は裏面に掲載 (令和3年4月1日(木)から10月31日(日)までの取組が対象)	—
補助限度額	50万円 (下限 20 万円)	10 万円 (20万円(※)) (※) 家賃(月額)30 万円以上支払っていることが確認(国の家賃支援給付金で確認)できる事業者については 20 万円給付
補助率	9/10以内	定額

A:売上確保支援(補助金)の第1期、第2期およびB:国の一時支援金への上乗せ(給付金)は、いずれか1つしか申請できません。

B:国の一時支援金への上乗せ(給付金)については、変更はありません。

申請ページ : <https://shiga-kinkyushien.com/>

<お問い合わせ先>

滋賀県経営力強化支援コールセンター

開設時間／平日 9:00～17:00 TEL: 0570-087-770

※5月1日(土)～5月5日(水)はお休みとなります。

注意:実際に購入されたことが分かる領収書、レシート等が必要となりますので、捨てずに保管しておいてください。

＜ご参考＞ A：売上確保支援（補助金）第2期

◇ 対象者

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】補助金の補助対象者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月、3月または4月の売上が30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する事業者で次の要件のいずれかを満たす者

（1）2021年1月14日以前に開業しており、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業

（2）特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者に該当しない。

＜参考：対象となる業種＞

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助事業

売上確保のために実施する販路開拓等に関する事業

＜補助対象となり得る取組事例＞

◆ テイクアウトやデリバリーに要する経費

- ・ テイクアウト用購入備品費
- ・ 配達用のバイク
- ・ テイクアウト用メニューを開発するに際して必要な経費
- ・ EC サイト出展に際して必要な経費

◆ 新商品開発に要する経費や新業態への進出に要する経費

◆ 事業について、PR するためのチラシや DM、SNS の広告経費

◆ 対面での感染症対策に資する経費

※「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」の認証取得のための経費にもご活用いただけます。

◇ A：売上確保支援（補助金）第1期と第2期の変更点

A：補助対象期間のみ変更

B：変更なし

	A：売上確保支援（補助金）第1期	A：売上確保支援（補助金）第2期	B：国の一時支援金への上乗せ（給付金）
受付期間	（1）オンライン申請 令和3年3月26日（金）～4月30日（金） （2）郵送申請（消印有効） 令和3年4月5日（月）～4月23日（金）	（1）オンライン申請 令和3年5月1日（土）～5月31日（月） （2）郵送申請（消印有効） 令和3年5月1日（土）～5月24日（月）	令和3年4月5日（月）から9月下旬まで （※）国の一時支援金の給付状況により、変動する可能性があります。
対象者	飲食店、飲食関連事業を中心として、緊急事態宣言等の再発令により影響を受けた 県内中小企業等のみなさま （売上2019年または2020年同月比30%以上減を対象）	同上	一時支援金（国）を受給した県内中小企業等のみなさま
対象事業	売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費	同上	—
補助対象期間	令和3年1月1日（金）～ 10月31日（日）までの取組が対象	令和3年4月1日（木）～ 10月31日（日）までの取組が対象	—
補助限度額	50万円（下限20万円）	同上	10万円（20万円（※）） （※）家賃（月額）30万円以上支払っていることが確認（国の家賃支援給付金で確認）できる事業者については20万円給付
補助率	9/10以内	同上	定額

変更点

注1）A：第1期またはBに申請された方は、A：第2期への申請はできません。

注2）Aについてオンライン申請の場合、I DとP Wの登録が4月に完了していても、事業計画等の申請完了が5月1日以降ですと、第2期としての申請になります。

注3）コールセンターの番号、申請方法に変更はございません。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【通常枠】

県内中小企業等を対象として、新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた事業者による新たな取組に必要な経費の支援を実施します。

	新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金
受付期間	(1) オンライン申請 令和3年 6 月 21 日(月)～8 月31日(火)まで (2) 郵送申請 令和3年 6 月 21 日(月)～8 月24日(火)まで(消印有効)
対象者	滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま
対象事業	①新たな販路開拓、②人材育成・確保、③働き方改革・職場環境改善、④デジタルトランスフォーメーション、⑤CO ₂ ネットゼロ、⑥対面での感染症対策(6月1日(火)から 12 月31日(金)までの取組が対象)
補助限度額	50万円 (下限 10 万円)
補助率	<u>2/3 以内</u> ただし、2021 年5月、6 月、7月のいずれかの売上が 2019 年または 2020 年同月比 50%以上減少している事業者は、<u>3/4 以内</u>

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】との重複申請はできません。

<参考：対象となる業種>

農業・林業・水産業、建設業、製造業、小売業、卸売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、サービス業、飲食業、理容・美容業、宿泊業、電気・ガス・水道業、その他

◇ 補助対象経費

事業費	謝金、旅費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、備品購入費、試作費、受講料、借損料、出展料、デジタル関連費、委託料、対面での感染症対策用資機材等
-----	---

※1 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

申請ページ : <https://shiga-tsujoshien.com>

<お問い合わせ先>

滋賀県経営力強化支援コールセンター

開設時間／平日 9:00～17:00

TEL: 0570-087-770

中小企業等への支援による地域経済活性化事業 【予算見積額:185,000千円】

中小企業支援課

趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、県内中小企業・小規模事業者の実情を熟知する商工団体等が、地域の事業者を応援するために行う様々な取組に要する経費を支援することにより、県内事業者および地域経済の活性化を促進する。

概要

補助対象者

商工会連合会(商工会含む)、商工会議所、中小企業団体中央会(事業協同組合、商店街振興組合等の組合を含む)

補助額

定額

(予算内で各団体申請金額により調整)

予算額

185,000千円

補助事業期間

交付決定日から令和5年2月末日まで

事業詳細

商工団体等が実施する、地域の事業者を応援する取組に係る経費について、定額を補助する。

(補助対象事業の例)

- ・オンライン商談会に備えたWEBセミナーの開催
 - ・飲食店支援のためのホームページ改修
 - ・地域内事業者を応援するクラウドファンディングの実施
 - ・地域製品の販売促進会の開催
- 等

